

## 洞 爺 湖 町 議 会 令 和 7 年 6 月 会 議

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 6 月 1 7 日 (火 曜 日) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問 に つ い て

---

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 ～ 日 程 第 2 ま で 議 事 日 程 に 同 じ

---

出 席 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	1 0 番	石 川 諭 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

---

欠 席 議 員 ( 0 名 )

---

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総 務 部 長	高 橋 秀 明 君	経 済 部 長	佐 野 大 次 君
洞 爺 総 合 支 所 長	若 木 涉 君	経 済 部 次 長	藤 原 哲 也 君
洞 爺 総 合 支 所 副 支 所 長	片 岸 昭 弘 君	総 務 課 長	末 永 弘 幸 君
企 画 財 政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	政 策 推 進 課 長	野 呂 圭 一 君

住民税務課長	宮	下	信	一	君	健康福祉課長	高	橋	憲	史	君
子育て支援課長	平	間	義	陸	君	介護高齢課長	鎌	田	智	子	君
観光振興課長	田	仁	孝	志	君	産業振興課長	仙	波	貴	樹	君
生活環境課長	高	橋	謙	介	君	上下水道課長	宮	古	義	信	君
地域振興課長	後	藤	和	郎	君	会計管理者	兼	村	憲	三	君
教育長	渋	川	賢	一	君	教育指導と 参	山	本	恵	一郎	君
教育推進課長	細	江	幸	恵	君	社会教育課長	角	田	隆	志	君
代表監査委員	山	口	芳	行	君						

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木	勉	書記	黒澤	博美
庶務係	木村	暁美			

---

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は11名であります。

今野議員から遅刻の申出があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、2番、小林議員、3番、千葉議員を指名いたします。

---

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、10番、石川諭議員から、9番、越前谷議員の4名を予定しております。

初めに10番、石川諭議員の質問を許します。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 皆さん、おはようございます。

通告に従って一般質問を二つさせていただきます。

まず、1番目、水道事業の今後の地域ごとの整備予定について伺うということで、虻田地区と洞爺地区の概要をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（大西 智君） 宮古上下水道課長。

○上下水道課長（宮古義信君） 水道事業の今後の整備予定について虻田地区と洞爺地区に分けてご説明いたします。

まず、虻田地区の水道事業では、昨年から継続している三豊配水池施設の実施設計業務が今年10月末で完了し、配水池更新に向け、建設年次を含めた工事工程計画を立案する予定でございます。

そのほか、三豊配水池につながる道道洞爺虻田線、泉地区の老朽管布設替えのための泉入江線、泉3号線の管路につきましても、実施設計業務に着手し、今年度は、泉入江線の配水管布設替え工事、延長370メートルを整備する予定となっております。

洞爺地区の簡易水道事業では、昨年度より道道岩内洞爺線の配水管布設替工事に着手しておりますが、この事業は、令和6年度から令和9年にかけて550メートルの延長を5工区に分けて整備する計画となっております。

今年度の工事といたしましては、洞爺消防署前の2工区、3工区で延長173メートルを整備するほか、消火栓更新に必要な管路28メートル分についても合わせて整備する予定でござ

います。

また、虻田地区、洞爺地区共通となりますが、水道施設の監視制御設備の更新事業も継続してございまして、各配水池における水位の監視、水の流量の確認、ポンプの稼働状況を管理いたしまして、水道水の安定供給に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） はい、ありがとうございます。

先ほど泉入江線で管路の実施設業務に着手しと言っていて、それとあと、入江泉線の配水管の布設工事、これは延長370メートルを整備する予定と言っていましたけれども、この施設設計はもう終わっているのかということと、370メートルの工事は、いつ着工するのか、ちょっと予定をお聞きします。

○議長（大西 智君） 宮古上下水道課長。

○上下水道課長（宮古義信君） 泉入江線の配水管の設計業務、実質的業務なのですが、もう着手しておりまして、7月末には完了する予定となっております。

それから、ちょっと設計の内容を精査して準備いたしまして、工事の発注に至るのですが、工事の発注自体は10月ぐらいになって、工事全体といたしましては、年度内に完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 延長370メートルのほうもその予定なのでしょうか。

○議長（大西 智君） 宮古上下水道課長。

○上下水道課長（宮古義信君） これ、泉入江線の370メートルの布設替えの工事の設計をやっておりますので、その設計が終わり次第、370メートルの布設替え工事にかからせていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） はい、ありがとうございます。

それで、水道施設の先ほど監視制御装置の更新実務を継続しているとおっしゃっていたのですが、この水道施設の監視装置というのは、どこに置くのか、また、配水池とは洞爺地区とか簡易水道施設、洞爺の虻田地区とそれから洞爺地区があるのですが、これ全部を含めての監視制御設備なのか、確認をしたいと思います。

○議長（大西 智君） 宮古上下水道課長。

○上下水道課長（宮古義信君） 監視制御設備につきまして、もう少し詳しくご説明いたします。

水道施設の監視制御設備は、水をくみ上げる取水施設や、水をきれいにするための浄水施設、水を配るための配水施設等の設備の運転状況をリアルタイムで監視し、適切な制御を行

うためのシステムでございます。

このシステムなのですけれども、上水道事業と簡易水道事業、虻田地区と洞爺地区を分けて発注してございます。

主な目的といたしましては、先ほどの答弁と重複するところもございしますが、水の供給量や水位の監視、ポンプの稼働状況を24時間体制で情報管理しております虻田下水終末処理場へ情報を伝送することにより、効率的な設備の制御及び異常の早期発見と対応に役立てているところでございます。

今後の整備予定につきましては、上水道施設は令和11年度まで、簡易水道施設では令和9年度まで継続更新し、完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） それで、監視制御装置なのですけれども、これは上水道施設の監視制御盤は三豊にもあるのかということをお聞きしたいのと、それから虻田下水終末処理場に伝送するということなのですけれども、これがちょっとよく分からないので、もう少し教えてください。

○議長（大西 智君） 宮古上下水道課長。

○上下水道課長（宮古義信君） まず、監視制御設備なのですけれども、三豊配水池にも設置してございます。

それで、虻田地区上水道設備なのですが、全部で19施設ございまして、そちらのほうのいろんな設備を虻田下水終末処理場のほうに伝送するということなのですが、実は虻田下水終末処理場が水道の24時間監視をしている拠点となっておりまして、終末処理場のほうに情報を提供する形の設備となっております。

あと、簡易水道施設なのですけれども、こちらにも10施設ございまして、取水施設が一つ、浄水施設が一つ、配水施設が6か所、ポンプ場が2か所、これらの水位等の情報を下水終末処理場のほうに伝送している状況となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） はい、ありがとうございます。

そうすると、虻田下水終末処理場へ伝送するということなのですが、ポンプの稼働状況を24時間監視するということなのですけれども、この虻田下水終末処理場というのは、夜勤者がいらっしゃるということなのでしょうか。

○議長（大西 智君） 宮古上下水道課長。

○上下水道課長（宮古義信君） 水道施設の監視に関しましては、1年間通して業者に委託しておりますので、24時間体制で管理監視していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） はい、ありがとうございます。

それで、ちょっとここで前回3月に一般質問をしたことのちょっと振り返りというか、おさらいをちょっとしたいと思います。

虻田地区の上水道事業では、月浦浄水場を初め、19施設、水道管の延長が確か117キロメートルと、そして、洞爺地区の簡易水道事業では、大原送水ポンプ場を初めとして10施設あると、水道管の延長は83キロ、全施設が虻田19、洞爺が10、合計29施設あるということをつたしお聞きしました。

ちなみに調べたところでは、簡易水道事業は、給水人口が101人以上、5,000人以下の水道事業で国庫補助があるということをお聞きしております。

それから、前回の一般質問で今後5年間の整備計画というのは、ちょっとお伺いしたのですけれども、耐用年数を経過した施設が4施設あって、水道管の耐用年数が40年ということが一般的で、ただ、経過した管が45キロあって、虻田地区が34キロ、泉を含めて34キロなのですけれども、洞爺地区が11キロ、合計45キロの老朽管が存在していると、それと、その中でも建設後62年を経過した老朽化が著しい三豊配水池の更新事業が急務になっているというふうに前回お聞きしました。

そして、今三豊配水池の更新が急務で行っているのですけれども、詳細設計に今着手しているということでした、たしか。

そして、令和6年度に設計を着手して今年令和7年度の先ほど言っていましたけれども、10月頃に設計予定を完了すると。

そして、令和8年、9年、10年度くらいで終わるのではないだろうか。

それで、貯水池の量は1,200トンほどということをお伺いしていました。

そして、泉地区と洞爺地区なのですけれども、令和7年度、8年度の2か年で水道管の布設替え予定を行うと。

そして、洞爺地区においては、令和6年度から、去年から始めていまして、令和7年、8年、9年と約4か年で布設替え予定をしているということで、その後は順次計画していく予定というふうにたしかお伺いしていました。

それで、1番終わったのですけれども、2番目にちょっと入らせていただきます。

2番目、水道管の老朽化率について、また改善の見通しのあるのかどうかということをお伺いします。

○議長（大西 智君） 宮古上下水道課長。

○上下水道課長（宮古義信君） 水道管の老朽化についてのご質問の件でございます。

水道管の法定耐用年数である40年を経過した管につきましては、当町では、議員おっしゃるとおり、約45キロメートル存在してございます。

地区別の内訳といたしましては、虻田地区では、34キロメートル、洞爺地区では、約11キロメートルの配水管が耐用年数を経過している現状でございます。

町が管理している水道管の老朽化率なのですけれども、現在約22.5%でございます、北

海道の平均値が25.5%、これよりは低い状況でございますが、虻田地区洞爺地区の両地区におきまして、配水管の布設替え工事を継続実施してはいるものの、年々耐用年数を経過した管が増えていくため、議員ご懸念のとおり、今後も老朽化率の上昇が見込まれているところでございます。

当町の考え方といたしましては、配水管の耐用年数は更新時期の目安ではございますが、必ずしも腐食や破損しておらず、使用できない管ではないため、更新時期を迎えた管路につきましては、今後も漏水調査等の点検調査を行いまして、安全性を確認しながら、更新時期の検討をしたいと考えてございます。

また、配水管の中に石綿セメント管と呼ばれる管の種類がございまして、この管が老朽化すると、管の接手から水がじわじわと染み出し、漏水する現象が確認されております。

これにより水道の有収率が低下していると考えられることから、老朽化率の改善とまではいかないのですけれども、この石綿セメント管の布設替え工事を中心とした水道管の老朽化対策に取り組みまして水道管路の安全に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） はい、ありがとうございます。

先ほどお答えいただいたのですけれども、虻田地区では34キロで、洞爺地区で11キロ、これが45キロあると、45キロで、全体として洞爺と虻田と合わせてほしい200キロぐらいあるのですね。

それで、平均化すると22.5%ということで、それはすごいいいことだなというふうに思います。

それとあと、老朽化率は仕方のないことということなののですけれども、先ほどおっしゃってました石綿セメントと呼ばれるものがありまして、この工事をちょっとされるみたいなののですけれども、この石綿セメント管と呼ばれるものには、アスベストが含まれているようなのですよ。このアスベストが含まれている中で近隣住民への健康被害と、そういう心配はないのかということでもちょっとお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 宮古上下水道課長。

○上下水道課長（宮古義信君） 老朽管の布設替工事による近隣住民への影響について心配ないかのご質問の件でございます。

老朽管の布設替え工事にて撤去する石綿セメント管ですが、これは工事の受注者が石綿作業主任者を選任いたしまして、石綿障害予防規則ですとか及び関係法令に基づきまして、粉塵が飛散しないよう水道管の撤去作業を行いますので、近隣住民への健康被害の心配はございませんので、安心していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ここで料金収入を得るということと、あとそれからもう一つ、有収

率ということがちょっとありましたので、その有収率ということをちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（大西 智君） 宮古上下水道課長。

○上下水道課長（宮古義信君） 有収率のご説明をしたいと思います。浄水場で作られまして配られた水の総量のうち、料金収入を得ることができた水の量の割合を有収率と言います。

当町の有収率は今年3月末時点で虻田地区の上水道事業では、75.1%、洞爺地区の簡易水道事業では75.8%であり、町全体の有収率としては、75.3%でございます。

令和4年度の資料ではございますが、洞爺湖町と給水人口が同規模の10市町村の有収率の平均値が75.1%でございます。同規模市町村の平均値をわずかに上回っておりますが、引き続き有収率の向上を最優先に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） はい、ありがとうございます。

有収率というのは、結局水の無駄遣いということの有収率ということを出しているみたいなのです。せっかく集めた水を漏水とかそういったもので水が失われるというのは、非常にもったいないということでありまして、有収率が75.3%ということで、ほかよりも上がっているということなので、すごくよろしいかなというふうに思います。

私たち町民が飲用するのに、健康への害は及ぼさないということであれば、多少老朽管であっても許容範囲ではあると考えます。

老朽化率を下げることはベストなことではありますけれども、水道管の布設替え工事が伴うため、多額の予算を必要とします。まずは水の無駄遣いに漏水を防ぎながら有収率を上げていくことが大事なことだと思います。

老朽化率とそれを下げることと有収率を上げることのバランスを考えながら、町が飲み水及び安心安全な水を最優先に考えて水道事業を支えていただきたいと思います。

一応1番の質問は終わらせていただきます。

2番に移りたいと思います。

2番、同性カップルの住民票記載問題ということで載せていまして、お聞きしたいのは、洞爺湖町において、同性カップルの住民票への被害届があるのかということをお聞きするのでございますけれども、なぜこれをちょっと聞くのかというと、長崎県で去年なのでございますけれども、5月に男性同士のカップルに対して住民票の続柄の記載を夫（未届）とすることを認めました。夫（未届）とは、これまで事実婚に対して記載していたものであり、同性カップルは同居人や縁故者として記載されておりました。

今回の事例は全国で初めてのことであり、東京都では世田谷区や杉並区が去年の6月の時点で検討を開始しました。

また、7月には神奈川県や栃木県といったところでも、今後検討するということになっていまして、そして、私たち昨年議会で先進地視察研修で四国、岡山県、兵庫県を回ってきま

したけれども、その市の中にも住民票記載問題があったので少し驚きましたが、幾つかの自治体でも事例があるようなので、今回一般質問しました。という理由で一般質問したのですけれども、当町において、同性カップルの住民票への記載届があるのかどうかということをお伺いたします。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 洞爺湖町におきまして、同性カップルの住民票への記載の届出があるかということをございますけれども、洞爺湖町におきましては、現在のところ、同性のパートナーの方たちから住民票の記載に関しまして問い合わせや届出を受けたことはございません。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） それでは、届出がないということで、ちょっと安心したのですけれども、今後の問題として届出があった場合は、どう対応するのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 議員からご指摘のありました同性パートナー方に対しまして住民票の続柄の記載を事実婚と同様に夫（未届）妻（未届）との記載をしたことですか、また、その後、同様の取扱いを行う自治体が出てきているといったことにつきましては、承知をしているところでございます。

一方でこの取扱いに関する総務省の見解といたしましては、公証資料となります住民票に関し、住民基本台帳法の運用として実務上の問題があることや、同性パートナーの続柄の記載を事実婚と同一にすることによります各種社会保障の窓口での実務上の支障を来すおそれなどが指摘をされているところでございます。

住民基本台帳法第1条の目的には、この法律は市町村において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、併せて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的去る住民基本台帳法の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とすると規定をされているところでは、

それぞれの自治体での考え方があるとは思いますが、今後洞爺湖町で同性パートナーの続柄に関し届出があった際の対応といたしましては、住民基本台帳法第1条にあります住民に関する記録を正確かつ統一的去る住民基本台帳の制度の目的、また総務省の見解なども踏まえますと、現状といたしましては、同居人といった記載になるものと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） はい、ありがとうございました。

今ご答弁いただいたのですけれども、この中で、ちょっと問題点が四つほどございまして、ちょっと問題点四つほど簡単に述べさせていただきます。

まず、1点目、法の支配の欠如ということで、住民基本台帳の目的を無視しているということで、こうした正確性の問題だけでなく、本記載は住民基本台帳の統一的去るという規程にも明らかに反しております。こうした記載が全国的に広まれば、各自治体で住民票の記載が異なることとなり、住民票の移動手続などで混乱が生じることが危惧されています。ということで、先ほどお答弁いただいたのですけれども、やはり、住民基本台帳というのは、正確性と統一性に目的を置くのは、こうした問題が生じないようにするためであると考えられます。

問題2点目です、議会制民主主義の軽視ということで、脱法行為で事実上の立法を狙う行政の暴走であるということです。これは単なる記載方法の問題ではなく、同性カップルをどう考えるかという哲学の問題であり、これは立法の範疇にも属します。思想や哲学に基づいて法律が制定され、その法律にのっとして行政が行われるのです。

しかし、今回は法律に先立つ哲学の部分を市が勝手に判断して記載を行ったわけです。これは行政の暴走ではないでしょうかと、以上思います。

三つ目の問題は、日本的空気の支配ということが述べられまして、多数による社会的専制を生み、専制というのは、君主専制とか専制政治の専制なのですけれども、民主主義を破壊すると、しかし、法の支配や議会制民主主義を軽んじるのは、これに限った話ではないと思います。日本独特の空気の支配があり、これが日本で健全な民主主義が育むことをはばんでいるのではないのでしょうか。

今回の件については、その手続の在り方について問題視されるべきではないかと思ひます。

そして、この空気の支配ということなのですけれども、空気の支配とは、専制にほかなりません。

山本七平は、空気とは誠に大きな絶対権を持った妖怪であると、山本七平というのは、日本の評論家で菊池寛賞を受賞した評論家でございます。この山本七平が、空気とは誠に大きな絶対権を持った妖怪であると述べていまして、そして、一種の超能力かもしれない。この空気なるものの正体性を把握しておかないと将来何が起こるやら皆目見当がつかないことになるかと述べています。

それから40年、古びるどころか、ますます現代社会の現実を鋭く言い当てています。

空気を読めとか、あいつは空気が読めないという言葉が当たり前に使われ、誰もが空気という権力を恐れて右往左往しているのが現代です。

この社会的専制が、空気の支配が通じて生じる危険性があるということで山本七平はおっしゃっていました。

日本では空気のはやりものが。

○議長（大西 智君） 石川論議員、質問の趣旨に今質問していることが合っているのかどうか、質問の趣旨を明確にして質問をしていただきたいと思います。

○10番（石川 諭君） 分かりました。一応今後問題点が予想されることなので、ちょっと私のほうで申し上げた問題点が四つあるということをお願いしまして、これは本当はもっと突っ込んで答弁いただければよろしいのですけれども、ただ同性カップルの住民票記載問題について今私は四つの問題を述べさせていただいたのですけれども、これには、なかなか内容が少し深く入り過ぎていると思うので、答弁はちょっと必要ありませんので、ちょっと今今後の課題として問題点を指摘させていただきましたということで、ご理解いただきたいと思ひます。

以上、四つの問題点があるのですけれども、こういったことが今後洞爺湖町にも起こり得ることだと思ひましたので、ちょっと先に指摘させていただきました。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 質問終わりですか。

○10番（石川 諭君） はい、これで質問終わります。

○議長（大西 智君） これで10番石川諭議員の質問を終わります。

ここで、休憩いたします。再開を10時45分といたします。

（午前10時31分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般質問を続けます。

一般質問を続ける前に、先ほど10番石川諭議員のほうから一般質問あったのですけれども、皆さんにこれは確認なのですけれども、質問の通告とそぐわない部分での質問、または答弁が要らないようなそういった質問は今後なるべく避けていただきたいと思ひます。議事運営上、しっかりその辺しっかりと確認させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

（午前10時45分）

---

○議長（大西 智君） 次に、5番、今野議員の質問を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 日本共産党の今野幸子です。よろしくお願ひします。

通告書に沿って質問させていただきます。

初めに、放課後児童クラブとデイサービスについて伺っていきます。

2013年厚生労働省による国民生活基礎調査が行われました。調査によると1990年半ばから、子供の貧困率が上昇傾向にあり、2012年には過去最高の16.3%にまで約7人に1人という結果が出ています。

2011年のこの調査では貧困率11.5%となり、約8.7人に1人が貧困状態にわずかに上がってはいますが、まだまだ改善されたとは言えない状態にあります。

2016年の洞爺湖町のアンケートの聞き取りなど調査では、相対的貧困線以下の貧困と言わ

れるその貧困率は20.83%と高いもので、4.8人に1人が貧困生活を送っていることになり  
ます。

また、子供の相対的貧困率は18.6%、5.3人に1人が子供の貧困に当たる状態にあると言  
えます。

全国の調査の結果、最悪と言われるものよりはるかに高い状況に置かれています。このよ  
うな状況の下で共稼ぎ、そういった方々が増えてきております。この状況の下、放課後児童  
クラブの利用料、いろいろな減免制度はありますが、平成21年に5,000円に引き上げられ、  
今現在に至っていますが、その金額の根拠について伺います。

○議長（大西 智君） 平間子育て支援課長。

○子育て支援課長（平間義陸君） 現在の月額利用料5,000円につきましては、平成21年度に  
物価の上昇や運営経費の増加傾向を踏まえ、受益者負担の見直しを行い、月額4,000円から  
5,000円へ引き上げたものでございます。それ以降、この金額について見直しは行っており  
ません。

また、5,000円の利用料の根拠についてですが、放課後児童クラブは児童福祉法に基づく  
福祉サービスであり、国は人員配置や施設基準について定めているものの、料金の設定につ  
いては、市町村の判断に委ねられているところでございます。

こども家庭庁が実施した令和6年度の放課後児童クラブ状況調査によれば、利用料を月額  
4,000円以上6,000円未満に設定している市町村が全国で最も多いことから、当町としても受  
益者負担として5,000円は妥当な額であると判断しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 要するに国の何千円から何千円、この間に収めなさいというようなこ  
とが根拠になっているのかなど、今の答弁からも感じています。

この洞爺湖町の令和2年の調査の資料の中で、朝食についての資料があります。朝食毎日  
食べる、時々食べる、ほとんど食べない、全く食べないなどの、その質問の中で、この中で  
一般家庭、また貧困家庭に分けられたものがあります。これを前年度の資料と比べると、毎  
日朝食を食べるがともに増えています。これはとてもよいことではありますが、逆に一般世帯  
では、93.2%と5.6%が増えています。

しかし、新婚世帯においては、88.9%、前年比よりわずか1.2%の伸びにとどまっていま  
す。

また、残念なことには、ほとんど食べない、0.3%、全く食べないが5.6%と貧困世帯には  
増えていることが分かります。

一般世帯では、それが1%、または5.6%と、減少しています。

高い貧困率に加え、コロナの影響そして今のこの物価高騰の中、町民の暮らしを圧迫して  
いることは間違いがありません。

このような状態にあっても女性の就労状況、こういったものは、北海道と比較しても高く

なっています。

少子化が進む中でも放課後児童クラブの利用者数は、わずかですが増えています。

放課後児童クラブ利用料には、非課税世帯への減免制度があります。小学生のいる家庭においての非課税世帯は、何世帯ですか。

また、その放課後児童クラブの利用世帯は何世帯ありますか。お聞きします。

○議長（大西 智君） 今野議員、（2）番目の質問ですか。

○5番（今野幸子君） （1）の再質問でいきます。

○議長（大西 智君） 今、非課税の世帯の質問では。

○5番（今野幸子君） はい。

○議長（大西 智君） 2番目に非課税世帯の質問が出ているのですけれども。

○5番（今野幸子君） すみません、はい。

○議長（大西 智君） （2）番目によろしいですか。

○5番（今野幸子君） はい、よろしいです、そのままです。

○議長（大西 智君） 平間子育て支援課長。

○子育て支援課長（平間義陸君） 令和7年度未申告者等を除く情報となりますが、小学生のいる世帯は、172世帯、うち23世帯が非課税世帯でございます。その中で放課後児童クラブを利用されている世帯は5世帯ございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今のを考えると非課税世帯でいながら、子供がいる世帯の中で学童に預かってない世帯が何件かいるというような形になろうかと考えます。

入所の際の書類ですが、放課後児童クラブ入所申込み書類を見ると、これ、全部書かなければならないのというほど数があります。

就労証明書においては、あれほど詳しく書く必要があるのかと思ってしまう。

会社の方であれば記入してもらいものなのではないでしょうか。ちょっと、それを。

○議長（大西 智君） 平間子育て支援課長。

○子育て支援課長（平間義陸君） 就労証明書につきましては、保護者の方が仕事をしている就労先の事業者を作成していただく書類でございます。その作成に係る事業者の負担の軽減の観点から、こども家庭庁より標準的な様式を活用するよう示されているところでございますので、その標準的な様式を活用しているという状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 本当にパート、アルバイトいろんな働き方がそれぞれあり、また、掛け持ちで働いている方もおります。そういった方にかいては、本当に大変だなという形で届出の書類を見ていましたが、春先に始まるホタテの耳づくりアルバイト、そういった季節によってある仕事、それから、ホテル関係でしたら、夏場は忙しいけれど、冬場はさっぱり仕

事がないというようなそういった仕事、その時期的による仕事の関係もあります。そういった方も1年就労しているという形で届けを出してもよろしいのでしょうか。

○議長（大西 智君） 平間子育て支援課長。

○子育て支援課長（平間義陸君） 1年分は年度の最初に就労証明書を提出いただくのですけれども、その時点で分かっている仕事がありましたら、年度の当初に提出していただくことは可能でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 放課後児童クラブは、保護者がやはり働いているまたは介護などで子供を見守ることができない難しい、そういったときに安心して預けられる、そういったところ、子供が家庭の代わりに住むところ、そういったところであると思っています。

ここで、その中で正社員なのか非正規なのかパートなのかというのも必要なかどうかもちょうと分かりませんが、申し込みをもっと簡素化して、誰もがもっと気楽に申し込めるような方法はないのでしょうか。

また、我が家ではどんな減免が受けられるか理解されていない方、そういう方もいるのではないのかと感じております。

申し込みのその簡素化と減免制度の周知について、どのようなことをされているか、ちょっとお聞きします。

○議長（大西 智君） 平間子育て支援課長。

○子育て支援課長（平間義陸君） 申込み時の申請書類の関係でございます。放課後児童クラブに入所する際の申請書類につきましては、以前はもっともっと枚数が多かったのですけれども、昨年度に様式の見直しを行い、必要な情報を一つにまとめて記載できるよう集約したところでございます。

さらには、今後はオンラインによる申請も可能となる予定でありまして、保護者の皆様にとりましては、利便性の向上とともに申請手続の更なる簡素化が図られる見込みの予定となっております。

また、減免制度の周知の部分でございます。減免制度につきましては、町のホームページに掲載しているほか、新1年生におきましては、就学時健診の際に、子育て支援課の職員が各小学校で保護者の皆様に直接説明しております。

また、小学生全世帯に配布する案内文書や利用希望者にお渡しするしおりにも減免制度がある旨の記載はしておりますが、詳細な記載まではしてないところもございましたので、今後はさらに具体的な内容を明記するとともに、周知の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） よろしくお願ひいたします。

幾ら減免されるのか分からなければ、5,000円だけが分かって、ちょっときついというふうになると、学童保育に入れたくても入れられないという方が出てくるかもしれません。そういったことが決してないように、誰もが入れるような制度、そして、その周知を徹底していただきたいと思います。

学童保育の保育指針、案が提言されました。全国学童保育連絡協議会、学童保育の目的、役割などの中に共働き、一人親世帯の小学生の放課後、土曜日、そして、春、夏、冬休み、学校休業中は1日、その時間帯を安心安全な生活を積極的に保証する、健やかな成長を図る、保護者の働く権利を、そして家族を生活を守る、こういったことが出されています。

基本として子供の権利条約には、子供に関する全ての措置に当たっては、子供の最善の利益を考慮されなければならないと明記されていること。

障害などが心配の必要な子、または国籍の違いなど、そういった理由で排除されてはならない、こういったことが打ち出されています。この原則を守って人権人格など、憲法25条を守り、生きる権利、教育を受ける権利、こういったものを保証しなければなりません。

児童福祉法、全ての児童は等しくその生活を保障され、そして、愛護されなければなりません。

また、重要なことは児童に通う子は保護者が仕事などで平日には子供たちは学童保育に帰ってくる、そういった毎日の生活する施設で、行きたいときに行く遊び場ではありません。

保護、要保護も含めた基礎的な生活の保障を求めらる中で、求められる場所であって、子供の成長、発達、大切にされた生活のそういった保障が必要となってくるのが学童保育であります。

次の時代を担う子供たちの育成は親だけではなく、国や自治体、責任を持って育てていかなければならないとあります。この考えに立って考えるのであれば、学童保育は無償になるのが当然のように考えられます。

国が学童に対しての保障の割合はとても低く、受入れ児童数や開設日数または延長時間、そして、障害のある子の受入れ、そういったことで加算はされてはおりますが、この算出の方法では保護者負担が今後増えていく、さらには自治体の負担が増えていく、このような状況にあります。

しかし、この洞爺湖町の近辺において、伊達市は月額3,000円、おやつ、教材はその他にこれは保護者会として決めているということで、約1,000円ほどかかっています。

登別では、やはり月額3,900円、減免制度もあり、洞爺湖町にはないかなと感じる二人目以降の子供に対しては2,000円とし、その2,000円に減免されているところは1,000円と半額になっていくわけです。

また、室蘭市では、利用料はありません。無料となっております。

ただ、別途おやつ代は少々かかります。

壮瞥町でも保育料は無料となっております。保護者会で年間行事やおやつ代、教材など全て含めて、そのほかに1,000円までは2,000円以内の徴収が、これも保護会で決められるも

のです。

豊浦町では月額一律6,000円、ここには教材、おやつ、行事用の全部含めて別途になっているのは保険料の800円のみです。このほかにまた札幌や小樽市でも無料化などが実現されております。

この近辺でそのような状態が起きている。これを比べるとやはり、洞爺湖町はちょっと高いのかな、そういうふうに感じます。

そして、先ほど言ったような条件からいけば、洞爺湖町も学童保育の無償化を行っていいのではないかと考えます。その無償化についてどう考えているか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 平間子育て支援課長。

○子育て支援課長（平間義陸君） まず、放課後児童クラブの運営に当たっては、支援員の人件費を初め電気代、水道代、灯油代、電話料金、おやつ代など多岐にわたる経費を擁しております。こうした必要経費の一部をご利用者の皆様にご負担いただくことにより、現在のサービス水準を維持することが可能となっており、児童が健やかに育つ環境を確保する上で重要な財源となっております。

さらには先ほど胆振管内におきましても放課後児童クラブの利用料について、無償化や減額を実施している市町村があることは承知はしております。

ただ、現在国においては、子育て支援に関する抜本的な見直しが進められているところですが、放課後児童クラブの利用料の無償化については、現時点では全国一律の制度は示されておらず、各自治体の実情に応じた対応が求められている状況でございます。

このような中、当町におきましては、限られた財源の中で、独自の子育て支援策として洞爺湖町独自に保育料の完全無償化を初め、出産祝い金としてとうやコインの支給、育児用品のクーポンの支給、子育て応援ごみ袋の支給、高校生までを対象とした子供医療費の助成の実施など様々な町独自の経済的支援策を実施しているところでございます。

こうした取決めを踏まえて、現時点においては、放課後児童クラブの利用料の無償化を町独自に実施することは検討していないところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 全国的に決められたその金額内で収まっていると、ただ、中には地方自治のそういった地方自治体それぞれ地域に沿ったニーズ、そして、自治体のその中でそれに合わせていく、これが必要でないか、先ほど言ったように、親だけではなくて、子供の育成は国、そして、自治体、責任を持って育てていかなければならないというような観点から見ると、やはり国がこの金額でいいのではないかと決められたような、その金額で進めるのではなくて、やはり、地方自治体、地域に合った金額、もう一度検討していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、今野議員から放課後児童クラブの無料化について、今、ご提言あ

りましたけれども、先ほど課長のほうから答弁ありましたように、本町におきましては、限られた財源の中で、特に独自の子育てを行っているところでございます。

そういった中で今様々な経済的支援をしているところでございますので、所得制限なしの無償化を行うということは、高所得者も対象となって、逆に低所得者向けの重点支援が弱まることも考えられます。

困窮している世帯への手厚い支援がさらにしづらくなるということも考えられますので、こうした取組は現時点では、放課後児童クラブの利用料の無償化は、町独自としては考えておりません。

検討してないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 高額所得、そういった方の今出されましたけれども、この学童保育というのは、ただ子供の面倒を見る、お母さんたち、お父さんたちが働いているから、家に行っても誰もいないから、その間安全に預かるのだよ、それだけの理由ではありません。これは働く、特にこの中では女性、その働く権利、そういったものも含まれているのです。

そのためにも高所得とか低所得関係なく、やはり、そういった働く女性の、女性には限りませんが、多くの女性に当たるその部分も大変必要なことになってくるのだらうと思います。

どうか今後少しずつでも考えていただきたいと思います。

また、ほかの近隣市町、またはそういった自治体においても、この学童保育の有料化、無料化にするという、それだけではなくて、ほかの子育て世代に対しての支援は行っています。その中でこういった体制を送っているわけですから、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に行きます。放課後等デイサービスの利用に係る保護者のニーズということで、令和2年度障害者総合福祉推進事業調査によると、保護者がサービス利用に際し、保護者の就労形態、そして雇用形態、勤務日数にかかわらず、子供の情緒、そういった感性の発達を促進することが重視されています。

一方で長時間預かってもらえることを望んでいる、こういった方が7歳から9歳では26.5%、5歳から12歳児の保護者に対しては30.0%、そして、13歳からの上では34.1%と年齢が上がるにつれて長時間預かってくれることを望まれていることが分かります。この少子化が進む中でありながらも放課後等デイサービスの利用児童数は増えております。同時に20歳から44歳、先ほども言いましたように、こういった女性の就業率、これも大変伸びているところです。

このような調査からも学童保育と同様に放課後等デイサービス、こういった障害を持つ子にとっては、保護者にとってもなくてはならない必要なものであることは言うまでもありません。

当町において利用している子供たちがおりますが、保護者にとって我が子にとって最もよ

いサービスが受けられるかどうか、そして利用するに当たり、幾ら費用がかかるのか、とても重要になってきます。

利用料に当たって限度額が決められておりますが、その限度額の根拠についてお聞きします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 利用料の限度額のご質問でございますけれども、その前にまずサービス利用に係る負担限度額のほうについてご説明をさせていただきます。

児童デイサービスについてでございますが、現在障害のあるお子さんが受けられる主なサービスといたしましては、小学校就学前の未就学の子供が対象となる児童発達支援と就学後の児童生徒が対象となる放課後等デイサービスの二つの区分により実施がなされているところでございます。

これらのサービスに係る利用料の負担額についてでございますが、月額総額の1割を利用者の負担とし、残りの9割を国、道、市町村で負担する仕組みとなっております。

また、利用料の負担限度額につきましては、国の制度の中で規定がございます。住民税所得割の課税区分に応じまして、それぞれ月額の基本額が定められておりますが、一つ目として生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は負担額が免除されてございます。

二つ目として住民税所得割の額が28万円未満の一般世帯で居宅での生活者の負担上限額は4,600円、障害児施設入所者の負担限度額は9,300円となっております。

三つ目として住民税所得割の額が28万円以上、こちらは、年収がおおむね890万円以上の世帯となっております。こちらの一般世帯の負担上限額は3万7,200円と規定されているところでございます。

ご質問の各種サービス利用に係る負担限度額の算出根拠についてでございますが、国におきましては、公開またはしかるべき根拠について明示がされていないことから、北海道に対しまして照会をさせていただきましたが、明確な回答は得られませんでした。

なお、負担上限額の対象となりますサービス費用についてでございますが、障害児にかかる通所給付費、及び入所給付費にとどまるものではなく、障害者に係る介護給付費及び訓練等給付費、その他の各種サービス費も対象とされておりますなど、相当多岐にわたる障害福祉サービス費用全体の合算額を基準としているものでございますことから、まず、この点につきましてご理解いただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 本当に国の制度は、最低限とかまたは限度という細かな規定がほとんどないような状態に置かれている、そういう部分は見受けられて、本当に制度自身がまだまだできていない、そういった状況を感じてしまうところなのです。

保護者にとっては、私が元気なうちは私が守るという気持ちでおられる方は多いのではないのでしょうか。

生きていく上でこの子にとって最善の生活を送れることを一番に考え、そのためには、何をどのようにするべきか、よい制度はあるのだろうか、随分悩んでいる保護者の方はおられると思います。

保護者だけの責任で育てるのではなく、先ほども言ったように子供のそういった権利条約にもあるように、生命、生存権、及び発達に関する権利、子供の最善の権利、こういった子供の意見証明の尊重、こういった差別をなくして、そういったことを厳守されている、それを守るべき法律や制度などの周知、これを本当に一人残らず必要なところへ届いているのか、放課後等デイサービスの受入れは、小学生から高校生18歳までとなっていますが、その後のデイサービスについては、何か見えてこないものがあります。

どのような考えでいるかお聞かせください。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまのご質問で学校卒業後の部分に係るところかなと思います。学校卒業後の支援についてでございますけれども、学校の卒業後におきましては、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス等の障害児に係る通所給付費、または入所給付費の対象者からは原則として除外されることとなりますが、二十歳に到達するまでは、必要に応じて利用可能な特例措置が講じられてございます。

その後におきましては、町が実施する障害区分認定調査等の必要な手続に係る支援等を通じまして障害者総合支援法に基づく介護給付費及び訓練等給付費、またはその他の各種サービス費の対象者へと移行をしていただくことで引き続き世代に応じまして求められる適切な障害福祉サービスが受けられるよう制度化されてございます。

さらには障害者支援を包括的に推進いたします町内の社会福祉法人と緊密に連携をいたしまして、従前より町独自の支援策といたしまして年齢や障害区分等の要件を問わずに利用可能な地域活動支援センター事業、一般相談支援及び地域生活支援拠点運営事業などにこれまで取り組んできたほか、令和7年度からは、障害のある方も含め、属性を問わずに配慮を要する方々へ柔軟に対応するための重層的支援体制整備事業にも現在取り組んでいるところもございます。

こうしたことから、学校の卒業後におきましても障害をお持ちの方に寄り添う必要な支援を通じまして切れ目のない障害福祉サービスが適切に受けられるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 本当にそういった包括的に卒業後もそういった制度を設けてやっていただける、とてもうれしいことだと思います。

ただ、そこに今度本当に障害を持った子供たちの適正な見守りができる責任ある、資格あるそういった指導員がどれだけいるかということも大切になってくるかと思えます。そういった整備も考え、ぜひ広げて希望者には全員そういった見守りができるというものにして

いただきたいと思います。

先ほどの子供の件で挙げた権利条約では、国連では採択されており、日本も批准しております。

洞爺湖町の子育ての中にも掲げられております。

今生活に満足しているかの問いに対して、満足していると答えた15歳の割合は、62%というほかの国から比べるととても高い数字になっています。

この子供たちの精神的幸福度は、先進国38か国中、下から2番目となっているという重ね重ね残念な悲しくなるような数字が出てきます。

日本は国民の過半数が子供を産み、育てやすい国だと思わないと答えた唯一の国とまで情けない結果が出されており、その理由に挙げられているのは、教育費が高過ぎる、また働く雇用が不安定で子を産み育てることに対する社会の理解がないことなど、こういったことが挙げられています。

せめて洞爺湖町は北海道で一番子育てしやすい町ですよと名乗れるような、そういった町政にしていきたいと思います。

このように教育にお金のかかると同時に障害を持つ子の保護者にとっては、その他病院やリハビリに通う、またその子が喜ぶようなことをするために遊びにも連れていきたい、買物にも連れていきたい、そういったときに、付き添っていくことがほとんどです。

それに加えて一緒に出掛けて食事をすると、一緒に食事をする、このときに子供だけに、はい、あなただけ食べなさい、私は我慢するからというわけにはいきません。

やはり、付き添っていった方々も一緒に食べることになります。一緒に楽しく食事をすることになり、ささいなことかもしれませんが、こういった目に見えない金額が数多く出てきます。

その子自身に直接かかる費用以外の費用、なかなか口に出す方は少ないかもしれませんが、いろいろ話し込む、それで聞きますと、たくさん出てきます。

そういった付き添いで一緒に出掛けるなど、そういった方の費用支援、交通費など、どのように考えておられますか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 障害のあるお子さんの付添人に係る費用負担に対する支援についてのご質問かと存じますが、比較的に高額な費用を要するものといましては、様々な理由に伴う外出の際に、バスやタクシー、JRや私鉄、あるいは飛行機などの利用に加え、高速道路の利用など移動のための公共交通機関の交通費が顕著なものかと思われまます。このほか、レジャー施設に関しましてもテーマパーク、博物館や美術館の入館料などがございませす。これらの公共料金を含めました利用料金につきましては、それぞれの事業者によって規定は異なりますが、障害者本人はもちろんのこと、本人に限らずに付添人も含めまして相当程度減免される施策が講じられているところでございませす。

また、付添人を対象とする税金に関しましては、都道府県による自動車税の課税免除、自

自動車取得税の減免、市町村による軽自動車税の減免措置等を講じられているところでもございます。

こうしたことから国では障害児及び付添人にかかる公共料金に対しまして自治体が独自の支援策を講ずることを妨げるものではございませんけれども、民間事業者を含めました各種団体が取り組む様々な支援策が適切に履行がされるよう、国による支援制度の下に時勢に即しました見直しが図られているものと認識をしており、町独自による各種助成につきましても、財源確保等を踏まえまして困難なものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 本当に町の財源、それが何につけて出てきますが、本気で少子化対策するならば、この洞爺湖町に住んでよかった、そういった思いが保護者に持っていただけるような、そういった支援、まだまだ考えていかなければならないのかと常に感じております。

限度額がある中でその施設ごとで率ではありますが、おやつ代やお弁当代、様々な保育料など対応はいろいろありますが、この近辺において、やはり、利用料の中に全て含まれているような部分もありますし、また先ほどの学童保育のような形でおやつ代は別だよというところも見受けられるようです。この考えについてそういう利用料に関しての対応はどのように考えておりますか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの負担限度額の算定には含まれないサービス利用者の私費負担分に相当する保育料、お弁当、おやつ代及び行事等の費用等への対応とのことでございますが、全道的な事業者の標準的な料金の基準につきましても、改めてこのたびちょっと確認をさせていただきました。

私費負担の対象となります主なものとしたしましては、おやつ、教材、光熱費でおおむね100円から300円程度、それから土曜日や学校休業日の昼食の食材費で500円から700円程度、次に距離に応じました送迎費用で往復で200円から1200円程度、このほかに行事参加料として乗り物の料金ですとか施設利用料こういったものとの内容でございました。

実費全額を利用者の皆様にご負担をいただくことは、サービス利用者の負担過重を強いられますとともに、事業者側としてサービス利用者の獲得も大変困難となりますことなどから、公的サービス費と同様に負担限度額を設けたり、光熱水費や送迎費用の一部を免除するなど、必要最低限の費用負担にとどめられる努力がされており、事業者が実費のうち相当額を助成することにより、サービス利用者の負担軽減に努めておられるとのことでございました。

このようなことから、町といたしましては、サービス利用者への直接的な助成ではなく、国における事業者への助成支援対策として実情を踏まえた制度の見直しが求められるべきものと認識しているものでございます。

なお、負担限度額に含まれない費用、私費負担の額につきましても、サービス利用者が事業者に対して直接お支払いするものでありますことから、事業者の収入につきましても町のほ

うでは把握してございませんので、ご理解を願います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） できましたら、いろいろそういった限度額に外れる金額、そういった金額に関しても町として施設などに対する支援を行ってその利用者が助かる、そういったものになっていただくことを願っています。

次、スマホのところ、2番の児童・生徒スマホ利用について伺ってまいります。

今、インターネットは世界の誰もが参加できる合法的な情報発信技術を用いて個人やグループ、お互いに影響し合い、それによって自身の行動、考え方、変化をさせ、相手の行動や言葉に反応し合う、そういった広がっていく設計がされた仕組みとなっています。

SNSはこのように情報が集まってくる、この情報の集まり方が問題にありますが、この中でコミュニケーションが重点に置かれている、誰もが情報を発信、共有、拡散、お互いに交流できる双方向のメディア、ツイッターやフェイスブック、メッセージアプリなどがあります。

今、世界でそれらの利用者は45億9,000万人とも言われています。

この2027年には60億を超える、そういう予測がされています。

日本においても2025年では、1億1,210万人の利用が予測されています。

インターネットでは、この世界中の利用者につながっていく仕組みになっているわけで、どんな人につながるか予測はとてつきません。

助けられることがあれば、凶悪犯人につながる可能性もありますので、そういったところを助けることができるといいなと思います。

スマホを持つ、SNSを利用するなどどのような危険性があるのか理解する必要があると思います。

例えば、ちなみに洞爺湖町児童生徒のスマホの保有率、これに関しては、小学生が全体で2.6%、2年生においては22%、3年では18%、4年生になるとちょっと多くなり、46%、5年生で51%、6年生では57%、全体を通しては32%です。

中学生においては、60%、1年生60%、2年生65%、3年生になると71%、全体で考えても70%となっています。

学校では、このようにSNSなどの危険性に対して指導を行っていると聞いています。

今1人1台のタブレットを使用しながらの学習が進む中で、AIという人工知能によるその御題判定、このツールの導入では、ミスが多く、導入が延期となりました。

また、フィンランドやスウェーデンなどデジタル教科書を見直すということが進んでいます。

人間100人いたら100通りの顔があり、100通りの考えがあるように、夢や希望も違ってきます。

そして100通りの人生があるとも言えます。

同じような生活を送っているようであっても、その日そのとき、受け取り方は100通りあって当然だと思います。

子供たちもそれぞれ違う考え、人格を持ち、日々成長しています。

SNSで広がる誹謗中傷の恐ろしさは、時には人の命さえも奪ってしまうことにもつながってまいります。

また、一つ間違うと、凶悪犯に手を貸してしまったり、時には、自分が凶悪犯になってしまうような、あんなに素直な子がどうしてと思うほど人格まで変わってしまう恐ろしさ、これはどこから来るものなのか、子供たちが被害者にならないように、そして犯罪者にならないように子供たちを守っていくことが第一で家庭はもちろんのこと、学校や学童、そして地域住民。

○議長（大西 智君） 今野議員、通告の質問に入ってください。

○5番（今野幸子君） はい、安全に育てる立場を考え行動することが必要です。指導を受けた子供たちや保護者が子供がスマホを持つことに、そして、スマホを利用することに対してどう感じているか、行政としてはどのような把握をしておりますか。

○議長（大西 智君） 通告の中でSNSに対しての変化について行政としてどのように把握されているかというのが通告なので、その部分で答弁をお願いしたいと思います。

細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 私のほうから子供たちへのSNSについての指導方法について答弁させていただきます。

小学校での主な指導方法といたしましては、子供たちがインターネットの情報や事象を正しく理解し、適切に判断、運用できる情報リテラシーの育成に力を入れており、各学年において学習指導要領に基づき、総合的な学習の時間等を通じ、情報モラルの教育を計画的に実施しているところでございます。

具体的な内容としては、個人情報の安易な公開の危険性、インターネット上での言葉遣いやマナー、著作権の基本的な概念、肖像権の意識づけ、SNS利用における危険性などでございます。

また、全校集会等においてICT担当教員から使用方法などの説明を行い、その後各教室において低学年には、インターネットとの約束といった形で分かりやすく、高学年になるとその都度具体的な事例を交えながら指導をしている状況でございます。

中学生におきましては、学習指導要領に基づき、技術科による情報モラル教育を実践し、さらなる外部講師を招へいしてのスマート安全教室を全生徒及び保護者を対象に実施しており、情報の適切な判断と利用を通じて具体的な学習や社会参加を促すことができるよう発達段階を踏まえて指導することが重要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員、私の質問の要旨を聞いたのですけれども、どこでその本質の要旨に入っていくのかなと思っていたのですけれども、要旨に入る前の部分でやはり、

しっかりまとめて、そして、質問の要旨に入っただけであればと思いますので、よろしくお願いたします。

○5番（今野幸子君） はい。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今、その指導の中でSNSの危険性などに対して指導を行っているということも今、答弁されておりましたが、本当にSNSのこの運営側の利用者の関心ごとを分析してそれに合った情報を優先的に利用者へ送るといふ、そういった危険性もあるわけです。

誹謗中傷をするだけではなくて、その子がこういったことを調べたらそれに合った情報が次々と優先的に固まってくる、こういった制度、制度というか設計、そういった設計がなされているこういった危険性というのが先ほど言った子供を変えていってしまう、そういったものにつながってくる、このSNSで知り合う人はどこまで範囲が広がるか分かりません。

また、今、総務省や何かの調べでは2000年以降、テレビの視聴時間は全体で穏やかに減少して、インターネット利用時間は大幅に増加してきている、そういったデータもあります。

このSNSで自分の考えに近い情報が表示されてくる、エコーチェンバー現象というのですけど、そういったことがこういった危険性があるよということに対してアンケートでは、そういったことはよく知っている、どちらかという知っているという答えの割合は38%でした。

そして、アメリカやドイツ、中国においては、70%から80%と言われていています。

日本ではこの3か国の約半分ほどしか危険性、設計、SNSが最初からそのように設計されている、そういった設計に対しての危険性を分かっていないという人が多いようです。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） はい。

○議長（大西 智君） 質問の中身が僕はちょっと理解できないのですけれども、しっかりまとめてどこに何をこう質問したいのか、そこを明確にして質問をしていただければと思います。

○5番（今野幸子君） はい、今の答弁にある危険性というものに対して、危険性に対して指導していますよという答弁に対してです。

○議長（大西 智君） 対してどういう質問なのですか。

○5番（今野幸子君） こういう危険性の中にもそういった危険性があるけれどということで今言っているのです。こういうことが日本では知られてないということも多いと。

学校教育ではそういう現象について本当に危険性として捉えているのかどうか、そういったこともやはり、保護者の皆さんと同様に周知を行っていかねばならないと考えています。

そういったことに対してその危険性があるということに対しての周知とか今後に対して何か考えがありましたら。

○議長（大西 智君） 答弁できますか。

細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 今の家庭、保護者への啓発についてという部分でご回答させていただきます。

児童生徒の健全なインターネット利用には、家庭との連携が不可欠であると認識していることから、各学校においては、様々な取組を行っているところでございます。

取組内容といたしましては、学校のホームページ等で校長先生によるコラムを掲載し、スマートフォンを初めとする情報機器に適切な使い方について発信を行うなど、また年度初めの保護者全体懇談会において校長先生から最新のネットトラブル事例や、家庭でのルール作りの重要性などを説明しているところでございます。

また、学校日より、学級通信等で情報提供をいたしましては、インターネット利用における注意点、フィルタリングの重要性、家庭でのルール作りのポイント、相談窓口の案内などを発信しており、夏休みや冬休みなどの長期休業前には特に注意喚起を促しているところでございます。

家庭でのICTルール作りにつきましては、各家庭でスマートフォンやゲームの利用時間、利用するアプリの種類、利用場所などを親子で話し合い、ルールを決めることの重要性を強く呼びかけており、ノーゲームデイの設定を提示し、具体的な取組を促すなど啓発活動を行っているところでございます。

さらには、中学校では、毎年12月に新入生保護者説明会時に、伊達警察署職員による講話、子供の携帯電話の使い方を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員、（1）番、終わりますか。

○5番（今野幸子君） はい、今最後です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 本当にSNSの危険性に関しては、先ほど言ったような危険性もあるということで、国によってSNSを禁止するとか、そういった法律までできているようなところもあります。オーストラリアやアメリカのフロリダ州、そういったところ、そして、フランスや中国、ブラジルなどでそういった規制がされています。

この子供たちがデジタル社会に参加するそれなりの基本、先ほど言われましたけれど、ルール作り、本当に大変重要なことだと思います。できればそのルール作りをしてくださいというだけにとどまらず、そのルール作り、徹底していますか、そこまでの確認を行っていただきたい。

今日教育委員会、そういう立場で具体的にスマホの使用上の取組に対して町としては、何か考えていることはありますか。

○議長（大西 智君） これ、（2）番ですけれども。

○5番（今野幸子君） はい、そうです。

○議長（大西 智君） 答弁したら。

細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 教育委員会といたしましては、現代社会においてインターネットサイト、SNSを通じて様々な犯罪等が起こり、その被害に遭う可能性が高くなっていることから、それらから身を守る教育が必要となっていることは認識しているところでございます。

町内小中学校においては、警察など外部から講師を招いての講演や指導のほか、学級担任等が情報モラル教育を授業として扱い、子供たちの発達段階ごとにその段階に応じた内容を、また、総合的な学習の時間等や各教科ごとに実施することが必要と考えているところでございます。

学校とともに家庭での対応も重要であることから、保護者に対して子供の指導、見守り等については、引き続き働きかけを行っていきたいと考えております。

スマートフォンなどのデジタル機器が社会生活や日常生活に浸透する中、児童生徒が自ら考え、判断し、様々な情報技術を正しく利用できる情報活用能力の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） （2）番目、終わりますか。

○5番（今野幸子君） はい。

○議長（大西 智君） 次、（3）番目に行きますか。

○5番（今野幸子君） ちょっとスマホのことでちょっと。

○議長（大西 智君） あるのであれば、ここで途中なのですけれども、昼食休憩に入りたいと思います。

再開を午後1時といたします。

（午前11時53分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般質問を続けます。午前中、5番、今野議員の件名で言いますと2番目、質問用紙で（2）の質問の中で行政が町から答弁をいただいたところで終わっておりますので、引き続き今野議員の質問をお願いしたいと思います。

（午後 1時00分）

---

○議長（大西 智君） 5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） それでは次に資格確認書の発行について伺ってまいります。

今回政府は75歳以上全員に資格確認書を発行することが発表されました。このいろいろな理由であったと思うのですが、これはマイナ保険が持っているようがない、それにかかわらず全員ということになっていると思います。

なぜ75歳以上全員に資格確認書を発行することにしたのか、その理由をお伺いします。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 令和6年12月2日の日、健康保険証被保険者証の新規発行が廃止をされ、マイナ保険証または資格確認書の方式に移行したところでございます。

マイナ保険証移行前の被保険者証につきましては、経過措置として令和7年の12月1日までの最大1年間使用することができることとなっておりますが、その前に有効期限が到達する場合は、その有効期限までが使用期限となっております。

後期高齢者医療保険の被保険者証の有効期限については、令和7年7月31日までとなっていることから、8月1日以降は、マイナ保険証または資格確認書により受信をいただくこととなりますが、今回暫定運用を延長するといった国の通知に基づきましてマイナ保険証の保有の有無にかかわらず被保険者証の更新といたしまして令和8年7月末までを有効期限とする資格確認書を送付することとなっております。

国が資格確認書を送付することとした理由でございますが、後期高齢者医療保険におきましては、マイナ保険証の利用率が全国平均で見ますと低い状況となっております。後期高齢者にとりましては、マイナ保険証をお持ちであってもマイナ保険証利用のハードルが高いことから、マイナ保険証ではなく、資格確認書の利用に切り替えを希望される方が多いだろうとの想定から資格確認書の交付による暫定運用を1年間延長するものを承知しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今、利用率が低いということで出されておりました。

利用率が少ないのは、全体においても全てかかってくると思います。

75歳においてもやっぱり障害のお持ちの方やマイナ保険うまく利用できない方などいろいろあると思います。

申請によって確認書を交付されるということがありますが、65歳から75歳未満の方でマイナ保険証をお持ちの方でも受診のときの配慮の必要な方、こういった方々に申請により資格確認書を交付されるとありました。

この配慮の必要な方ってありますけど、この配慮とはどのように決められているのか、本人が私配慮必要ですよと言った場合はどうなるのか、その配慮のことに関してちょっとお聞きします。

また、75歳未満でも資格確認書を発行してもらいたいという人は、どのような方法があるのか伺います。

○議長（大西 智君） 2点ほどです。

宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） まず、配慮の必要な方についてのご質問です。

既にマイナ保険証をお持ちの方であってもマイナ保険証の利用に当たりまして配慮が必要

な方につきましては、申請をいただくことで資格確認書を交付することとなっております。

具体的には施設に入所の方ですとか、認知症などの意思決定が困難な方など高齢や障害などで介助者などの第三者が同行して医療機関を受診する必要がある方などが要配慮者の対象となります。

配慮が必要な方かどうかにつきましては、申請を受ける際に、ご家族の意向ですとか根拠となる介護保険証、障害者手帳などによって確認をさせていただく場合がございます。

なお、念のために資格確認書を持っておきたいといったような理由につきましては、要配慮者には該当にはなりません。

ですので、そういった方については、資格確認書を交付することができませんので、ご理解いただきたいと思います。

そういった方でマイナ保険証ではなくて資格確認書が必要だという方につきましては、マイナ保険証の利用解除の申請をしていただくことで資格確認書を交付する形となっております。

以上です。

- 議長（大西 智君） 今野議員。
- 5番（今野幸子君） 今、家族だとか介護認定だとか、そういった形で要旨、何というか配慮が必要だということを認めていくという形で答弁されたと思うのですが、厚労省では、被保険者の個々の事情で保険者が判断する、保険者がマイナ保険証を利用できないなどを判断するのは、その保険者であって、そして確認書の発行することは可能ですと、こういう答弁が出ていますが、洞爺湖町ではそういう判断の基準というのは、もっと広くならないのでしょうか。
- 議長（大西 智君） 今野議員、今の質問の中で保険者でなくて被保険者ではないのですか。
- 5番（今野幸子君） 保険者。
- 議長（大西 智君） 保険者ですか。
- 5番（今野幸子君） はい。
- 議長（大西 智君） 町側ですか。
- 5番（今野幸子君） はい。
- 議長（大西 智君） 被保険者ではないのですね。
- 5番（今野幸子君） はい。
- 議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。
- 住民税務課長（宮下信一君） 配慮が必要な方から資格確認書の申請をいただく形になります。ですので、あくまで保険者側といたしましては、被保険者の方から介助が必要だといった申請をいただいた上で、その方が実際どのような状況かといったところまでは分かりませんが、介助が必要だということで申請が上がってきたものに対しては、資格確認書を発行するものだと考えております。

以上です。

- 議長（大西 智君） 今野議員。
- 5番（今野幸子君） それでは、さっき言ったように私はちょっと使えない、大変だと言ったり、あまり使用したくないとか、そういった形で申請しても大丈夫なのでしょうか。そこまではいかないということなのですか、やっぱり。
- 議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。
- 住民税務課長（宮下信一君） やっぱり今回のマイナ保険証の制度につきましては、資格確認書とマイナ保険証の両方をお持ちになるといったことに関しては、基本どちらかをお持ちいただくということになっております。
- それで、先ほど申し上げましたけれども、マイナ保険証を予備というか、もっておきたいといった理由では交付はできませんので、あくまで本人から介助が必要であるといったような理由を基に申請が上がってこなければ、資格確認書が交付できないものと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 議長（大西 智君） 今野議員。
- 5番（今野幸子君） 確認です、本人が必要ですよと言って申請をしたならば、発行はしてもらえんというふうに受け止めてよろしいでしょうか。
- やはり、介護の手帳だとか介護認定だとか、そういうものをなくても本人が必要だといった場合に、やはり認めてはもらえないのでしょうか。
- 保険者の判断でできると言われていますが。
- 議長（大西 智君） 先ほど答弁いただいたのですけれども、再度答弁、お願いいたします。
- 同じような答弁になると思います。
- 宮下住民税務課長。
- 住民税務課長（宮下信一君） 先ほども答弁いたしましたけれども、そういった申請に関しましては、ご本人の意向や家族の意向、または介護保険証などの必要な根拠書類を確認させていただく場合がありますけれども、申請に基づいて資格確認書を交付することになります。
- 以上です。
- 議長（大西 智君） 今野議員。
- 5番（今野幸子君） はい、ありがとうございます。
- 本当に発行の対象者は、あくまでも保険者が判断できるということですので、希望に沿った発行をしていただきたいと思います。
- このマイナ保険証、新たな登録者がとても増えています。
- ところが、その反面先ほど言ったような申請してもらうため、発行してもらうために、そういった登録の解除も増えています。
- これらなくなるということで増えたのですけど、そういったまたは解除するという人も減っている、これは比べるものはできませんけれども、そういった解除も増えているということに対しては、どのように捉えていますか。

- 議長（大西 智君） マイナンバーカードですか。
- 5番（今野幸子君） はい、マイナンバーカードとその対応の保険証です。
- 議長（大西 智君） の解除ということですか。
- 5番（今野幸子君） そうです。
- 議長（大西 智君） 通告にはないのですけれども、答弁できるのであれば。

宮下住民税務課長。

- 住民税務課長（宮下信一君） マイナ保険証を利用する際の利用される方の解除を希望する理由といったことにお答えさせていただきますと、マイナ保険証の利用を解除する理由としたしましては、一つ目にはマイナ保険証の利用に不安があるといったこと、二つ目には先ほどもありましたけれども、資格確認書を持っておきたいといった理由、また施設等で預かっていただけないといった理由でマイナ保険証を解除をして資格確認書に切り替えたいといったご希望があるものと認識しております。

洞爺湖町におきましては、マイナ保険証の利用解除申請につきましては、増加しているといったことはなく、現在国民健康保険で1件、後期高齢者医療保険で2件となっております。

利用される方の希望にもよりますけれども、マイナ保険証、資格確認書のいずれを選択いたしましても安心して医療に掛かるためにはどちらかは必要なものでございますので、マイナ保険証に不安があるですとか利用ができないといったことで医療に掛かることを控えるといったようなことにつながらないように、適切に今後も運用に努めていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（大西 智君） 5番今野議員。
- 5番（今野幸子君） はい、ありがとうございます。

確かに75歳以上は利用率は少ないのですけれども、国民のマイナ保険の利用率って13.87%と言われているのです。

ところが国家公務員共済組合のマイナ保険の利用者は13.58とそれよりも低いのです。

利用率の低いからという理由でその75歳以上の方全員に発行しますというのであれば、この人たちも発行される仲間に入るのかなと思っております。

発行の種類というのは、本当にたくさんあるのですね、持っている方、持っていない方、そして先ほど言った支援が必要なかどうかという、そういった方、申請が必要なか必要でないのか、いろいろありますが、修学旅行などで学校行事などにおける児童生徒この被保険者資格の確認方法について一部改正があったと思います。

マイナ保険証を持参できない場合、一つはマイナポータルの被保険者資格情報、二つ目は資格情報のお知らせなどの写しを持っていく。

もう一つはマイナ保険証を持っていない場合、資格確認書の写しを持っていくなど、こう挙げられていますが、やはり、大事なことは災害だろうがほかのトラブルだろうが予測のつかない、そういった事態に対応できるような状態を作っておくといったことはとても必要なこ

とだと思えます。

誰もが受診できる受診権、これが侵害されることがないようにしなければならない。

町の負担軽減、いろんな事務負担、そういった負担軽減のみならず、マイナ保険証利用者の不安、そして予測の事態に備える利用者医療保険が医療機関でも安心してできる、そういう体制、国保加入者全員に資格確認書を発行するべきではないかと考えます。

これも各保険者が判断できるとされています。

実際にやっているところも渋谷とか世田谷とか実際にやっているところもありますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（大西 智君） （2）番目の質問に入っていますね。

○5番（今野幸子君） はい、そうです。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 国民健康保険でも同様に資格確認書を全員に交付するべきではないかといったご質問かと思えます。

国民健康保険につきましては、ゼロ歳から74歳までの幅広い世代が被保険者となっており、マイナ保険証の議論につきましては、後期高齢者に比べますと利用への適用は可能であると考えられることから、後期高齢者医療保険のように国から一律に資格確認書を送付する必要するべきとの通知はない状況となっております。

このことから洞爺湖町国民健康保険におきましては、現行の健康保険被保険者証の有効期限が到来をいたします令和7年7月31日までに国の方針に基づきましてマイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を発行をし、マイナ保険証をお持ちの方については、資格情報のお知らせを発行することとしております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） あくまでも保険者は自治体にあるということで考えていただきたい。

予測つかない事態にも対応できる状態を安心安全を考えると発行するべきと考えます。

ぜひ広く考えていただきたいと思いますが、町長の考え、ちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 資格確認書の発行についての洞爺湖町で行わないといったことについてのご質問かと思えます。

資格確認書につきましては、洞爺湖町においての考えというか取り扱いについてなのですが、マイナ保険証を利用できない被保険者に対しまして交付することとなっているものでございます。

ですので、マイナ保険証を利用できる状態にある方には、交付するといったことは想定をされておりません。

また、マイナ保険証と同じく資格確認書をマイナ保険証の方にも毎年度郵送により交付す

ることについては、要らない方、不要な方にも資格確認書を送付することになることに加えまして必要のない経費の増加や事務が煩雑になることが考えられます。

議員ご指摘にあります各保険者が独自でマイナ保険証をお持ちの方も含めて資格確認書の交付はできるので、交付すべきではないかといったことをございますけれども、保険者の判断で行うことができるとはいいまして、現在洞爺湖町国民健康保険の保険者は洞爺湖町と北海道で行っておりまして、全道で統一した運用を進めているところでございます。

また、要配慮者に該当しないと。

○議長（大西 智君） 課長、時間ないので、まとめてください。

○住民税務課長（宮下信一君） そういったこともありますので、洞爺湖町の国民健康保険におきましては、被保険者全員に資格確認書を交付する考えは持っていないところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） できる限り受診できる権利を守るような体制、ぜひ考えていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで、5番、今野議員の質問を終わります。

次に4番、五十嵐議員の質問を許します。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） はい、4番、五十嵐でございます。

6月の会議では通告に従って大項目で2件の質問をいたします。

1件目でございますが、観光の振興と課題についてでございます。

当町にとっては、観光は、大きな産業の柱の一つというふうに私も理解をしているところでございますし、いろいろな意味で貴重な財源を確保したりする観点からもとても観光の振興というのは重要だと。

また、これらのことから事業者にとっても行政にとってもいろんな観光の施策を推進する上でも財源の確保というのは、大事だということから進行については、しっかりと取り組んでいかなきゃ駄目なんだろうなというふうに思っている、そのような観点から、順次6項目について質問をさせていただきます。

まず、1番目でございますが、北海道登別洞爺広域観光圏協議会について構成する市、町の負担金及びその事業概要とその予算についてということをございます。第1番目の質問といたしますが、先日、5月20日に総会が開かれて事業とその予算が承認されたと聞いております。

3市3町それに白老を入れた7つの自治体で構成する観光圏協議会ということをございます。まず、その最初にこのことについてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 北海道登別洞爺広域観光圏協議会の構成市、町及び負担金と

事業概要とその予算という質問でございます。

当協議会は観光地相互間の連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め、内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的として白老町、登別市、室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町の3市4町と各観光協会、観光関連団体等の組織で構成されている協議会でございます。

令和7年度の総予算額は3,186万1,000円であり、そのうち、構成市町の負担金は7市町合計750万円を基準額としてございます。

負担金の算出方法は基本割が10%、人口割が20%、入り込み客数割が30%、宿泊延べ数割が40%で計算されており、当町の令和7年度の負担金額は121万円で負担金総額の16.1%となっております。

令和7年度の広域観光圏協議会の事業概要と予算でございますが、一つ目に情報発信事業としまして400万円、こちらはプロモーションツールの作成、メディアを用いた情報発信、SNSのキャンペーンでございます。

二つ目にプロモーション事業で400万円、一つ目が国内外のプロモーション、そして、二つ目に教育旅行のプロモーションでございます。

三つ目でございますが、受入れ環境整備事業としまして、2,297万7,000円で、うち今年度は国庫補助金1,777万7,000円の採択を受けてございます。

こちらの事業におきましては、エリア周遊促進とオーバーツーリズム解消実証事業ということで、こちらのオーバーツーリズム事業に関しましては、2,027万7,000円の予算でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 負担割合等の答弁もしていただきました。

まず、この協議会の概要を知らないと感じていけないと思いましたが、まず、この概要をお聞きしたところでございます。

受入れの予算の中で国交省の1,770万円の補助ということでございますが、これは次の質問の中でも関連すると思しますので、インバウンド向けの実証実験ということで、次の質問の中でもう一回確認をさせていただきたいと思します。

2番目の質問ですが、この事業の中で、インバウンド向けの実証実験を当町で行うということになっておりますけれども、その内容についてあまり詳しくなくてもいいのですが、概要で結構ですが、内容とすることによってどういうことが期待されるのか、この点についてオーバーツーリズムの対策の一つなんだろうというふうに思します。

先ほども補助事業をもらって2,020万の総予算でこの実証実験をやるということの説明でございますが、中身についてご説明をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） インバウンド向けの実証実験の内容ということでございます。

先ほど答弁しましたとおりですが、今年度は北海道登別洞爺広域観光圏協議会の受入れ環境整備事業におきまして国庫補助金の満額の採択、1,777万7,000円を受け、JR洞爺駅周辺及び洞爺湖温泉バスターミナルにおけるオーバーツーリズムの解消実証事業を実施することとなっております。

具体的な事業内容でございますが、一つ目といたしまして、既存バス路線の効率的利用に向けた取組の実施、こちらは、実証運航車両、バスを2台購入し、このバスの2台を車両改造いたしましたして、大きな荷物を持ちながらより多くの人が乗車できる仕組の体制づくりでございます。

二つ目といたしまして、手荷物預かり等、観光客受入れ環境の改善でございます。

こちらは、手荷物預かりの実証実験やJRグループが管理しております駅内のコインロッカーの更新とこのロッカーのキャッシュレス化を図っていくことでございます。

三つ目でございますけれども、JRの洞爺駅周辺の民間商店ですとか、公共施設を活用した手荷物預かりの実証実験を行っていきます。

さらに洞爺温泉バスターミナルにおける手荷物預かりの実証方法の整理を行いたいと考えてございます。

三つ目でございます。

円滑な誘導に向けた案内機能の高度化ということで、インバウンド向けの翻訳ボードの実証実験でございます。

もう一つが駅前広場の整理に向けた協議ということで、路線バスとレンタカーの動線の整理を図っていききたいというふうに考えてございます。

これらの事業におきまして期待できる効果でございますけれども、大型の手荷物を複数個持ち運んでバス車内への持込みにより、バス車両の乗車可能人数が大きく減らされており、JR洞爺駅等において、乗客が乗車しきれないというような状況となっております。

加えて満車で運行することにより、地域住民等の既往利用者が乗車できず、地域交通の満足度低下につながっているところでございます。

これらの要因としましてJR洞爺駅等におけるコインロッカー不足など手荷物預かり機能の不足も挙げられており、これらの状況を改善することで、地域住民及び観光客の満足度向上につながるものと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 全体的に実証実験の内容を理解したところでございます。

実験ですから結果を見ないと次の対策といいますか、本当にこれでいいのかということ、反省も踏まえて次のステップに進むことになろうかと思いますが、誰もが駅前また、洞爺湖温泉の町の中でも大きなバッグをころころ転がして歩く姿も多く見られますし、逆に私たちも旅に出るときには、そういうころころ転がす荷物を持って出かけるわけですから、特にインバウンドの方々が日本に旅行に来られるときには、割と長期の滞在になろうかと思えます

ので、どうしても荷物の関係で、ああいった大きなかばんになるのかなというふうなことから、かばんの制限はできないとすれば、その持ち運びの方法や預かる仕組等々がやっぱり有効な手段なんだろうというふうに思いますが、これは結果を見ないと何とも言えませんけれども、やはりすぐ使うから荷物で運んでいるんであって、預けたりしてしまったら必要なものだけ持っていけばいいのかもしれませんが、これは私の考え方なんで、何とも言えませんけれども、実証実験の結果を待つしかないのかというふうに思いますが、私の思いの中にはそういったものがなかなか解消するのは、コインロッカーや何かや預かり場では解消できるかどうかという、預ける人が出てくれるのかなというのがちょっと不安かなというふうに個人的にちょっと思っているところでもございます。

それとあと国交省からの補助をいただいて予算組みをしているわけですが、これは協議会で一括して補助を得られるのか、それとも個々の自治体で補助を通告していませんけれども、どういう形で補助を受ける形になるのかだけちょっと確認をさせていただきます。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 今回の補助金ですが、これは協議会として全て受けるものがございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

オーバーツーリズムが先ほども関連しますが、話題となっておりますけれども、観光客の数がコロナ前に戻りつつある現在にあっては、この言葉じりなのかもしれませんけれども、オーバーツーリズムというちょっとイメージがお客さんに来てほしくないような意味に聞こえてしまってあまりいい言葉ではないなど、これは個人的に思っているのですが、課題の本質をしっかり見極めないと、ただただオーバーツーリズムという言葉が独り歩きしますと拒否してるのかみたいと思われるので、これはちょっと考え直した中で、本質を見たほうがいいという意味でこういう質問をさせていただいたところがございます。

基本的に観光客は徐々に増えているということですし、絶対増えてくれたほうが観光地にとっていいわけですから、極端な場合は別にして観光客増えてほしいということで、いろんな施策を打っているわけですし、観光業者もそれなりに対応しているわけです。

ただ、残念なことにコロナの期間が長かったことから、その中身についていろんなことが発生して今までになかった事態に陥ったのかなと、宿泊施設の人手不足を起こしてしまったとか、また、ホテルそのものの部屋数が減少してしまった。

それから先ほど人手と言いましたけれども、対応する従業員が職場から離れていったみたいなこと、それから、それに基づいて逆にというか地域の飲食店の数も減ってしまったのではとかと、そんな中で逆にオーバーツーリズム、人が来るときの対応ができていなかったためにオーバーツーリズムとして課題に挙げられているのかなと、こんなふうに思っているわけでございますけれども、そのことについてどういうふうに対処をしようかと考

えているのかについてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） オーバーツーリズムの課題とまたその対処ということでございます。

昨日の7番議員の答弁と重複するところもございますが、令和6年度の外国人観光客宿泊者数は33万4,694人でコロナの影響を全く受けていない平成30年度の32万8,829人を超える数字となっております。また、初めて全宿泊客延べ数の50%を超えるなど、まちの観光産業における経済活性化に大きな力を与えていただいているところであり、また、大変うれしく、ありがたいと思うところでございます。

一方で、今、議員おっしゃられましたとおり、高級志向への変化に応じ、部屋の改修などにより、ホテルの客室数の減少に伴い収容可能人数も減少しており、国内観光客が予約を取れないといった事例や、客室が空いているのに人手不足により受入れができないケース、交通手段の確保が難しいなど、受入れ側としての課題も多くございます。また、来訪者側のマナー問題も地域における課題となっているところでございます。これらの課題についてしっかりと検証しながら、国の補助や北海道との連携をしっかりと図りながら、また、広域観光圏での取組により、課題解消、改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） ホテルと客室の減、お客さんが、数が戻ってきていると。そうしますと、需要と供給の関係で、どうしても受け入れるキャパがなくなれば、逆にビジネスチャンスとして民泊という要素というか、ビジネスチャンスが出てきて、温泉街に限らず、洞爺湖町一帯で民泊が結構増えているというのも、そういう状況かなというふうに思っております。ホテルのお客様がマナーがよくて、民泊のお客さんのマナーが悪いということではございませんが、民泊がきちっと認可というか、手続を取ってやられているとは思いますが、そういうことを経ずに民泊をやっていたり、特に民泊の場合は、オーナーが不在の部分がありますので、お客様任せというようなところがございます。また、後で少し関係するところでお話したいと思いますが、ごみの出し方であったり、大声での騒ぎだとかという、地域の住民の方々にご迷惑をかけるところ、マナーの悪さというのでしょうか、この辺もあるのかなというふうに思って、それがもうオーバーツーリズムのほうに全部のしかかってきて、悪印象みたいに与えてしまっているのかなという気がいたします。これは現状をしっかりと理解すればいいことだと思いますので、まず、感覚で結構ですが、民泊を悪者に行っている意味ではありませんが、そういった需要があることによって、そこに宿泊をされる方のマナーについて、若干問題があるのではないかということ、ちょっと私は思っていますけれども、感覚で結構ですが、課長のほうとして、そのような捉え方はありますか。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 実際に、民泊の周辺の住民からも電話があり、どここの施

設では非常に外国人の方が大声で騒いでいる、何とかしてくれというような電話もいただいて、苦情もいただいているところで、私たちとしまして、オーナーですとか、あとは北海道を通じて、そのような注意喚起は行っているところでございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 温泉地、観光地の環境を改善していくために、次の宿泊税の関係や防犯カメラの設置等も、いい意味で観光地の環境整備という観点から重要なことだろうということで、次の質問に移ってまいります。宿泊税の導入が検討されております。試算によりますと、入湯税を減額し、町の宿泊税を道の宿泊税のほぼ倍に設定するという予定になっているようでございます。1年前でしたか、2年前でしたでしょうか、入湯税を100円から300円に改定した経緯がございまして。コロナにちょっとかかったものですから、倍にしたから、150円から300円、失礼しました、150円から300円にした経緯がございましてけれども、収入がどうだったということよりも、その宿泊税が今度導入されることによって、300円にした入湯税を100円に下げて、宿泊税を200円にして、トータルでは300円ですけれども、あと、ホテルの宿泊の金額に応じて、段階的にいただく税を高くしていくという、そういう3段階構えのような設定になっているようでございます。宿泊者に見てみると、プラス道の宿泊税も当然入ってまいりますので、ご理解していただくしかないかと思うのですが、まず、設定を2倍に、このような設定にした理由はどうだったのかということと、これは、税をどのように使うかということから、多分こういうふうに分けて考えたのかなというふうに思われますけれども、まず、このことについて伺います。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） まず、入湯税を引き下げ、宿泊税を導入すると、それと、使途についてという質問かと思えます。当町では、北海道に合わせ、令和8年4月の導入に向け、洞爺湖町宿泊税導入検討委員会を設置いたしまして、議論を進めてきたところです。以前から徴収してございます入湯税につきましては、令和2年4月より標準税率の150円から300円にかさ上げし、まちの観光振興策の財源確保に努めてきたところでございますが、当初より宿泊税の導入時期に合わせて入湯税の見直しを行うとしてきたところでございます。近年では、鉱泉浴場を有していない旅館、ホテルのほか、簡易宿所や民泊も急激に増えてきておりまして、このたびの宿泊税導入を検討するに当たり議論を行ってきた中で、入湯税を引き下げて、宿泊税の額を多くすることで税収の増が見込まれ、入湯税を課していない施設にとっても有益な整備に充てることのできるということから、北海道宿泊税の税額のほぼ倍の税額で設定したところでございます。ただし、入湯税を課す施設におきましては、宿泊者の約90%に当たります2万円未満の宿泊者の税額では、これまでの入湯税が300円が100円となり、町の宿泊税が新たに200円となることから、道の宿泊税を除いた町の入湯税と宿泊税の合算額は300円のまま維持する額となっております。また、使途の在り方でございますが、入湯税と宿泊税の使途を、しっかり明確化を図っていくこととしてございます。入湯税の使途はこれまでどおり環境衛生施設整備や消防施設整備のほか、経营地番の浚渫工事に充てて

いくこととしてございます。宿泊税の使途につきましては、観光インフラの整備、観光振興事業及び観光施設整備、洞爺湖温泉観光協会の事業、そして、次期有珠山噴火災害に備えた基金積立てに充てることとしてございます。具体的な使途につきましては、協議会等を設置することとしており、関係者等の意見を参考に、観光の高付加価値化と観光サービス、観光インフラの充実、強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 道も同じように、宿泊税を令和8年からやりたいということで、もう既に発表されておりますが、試算によると、道は全道から取りますので、45億円を見込んでいっているというふうな報道もございます。ただ、道の宿泊税の活用については、全道的なことや広域的なことで、オーバーツーリズムの対応は個々の自治体で対応しなければならないような、道の宿泊税の使い方としては、地方というか、我々の自治体にとってあまり当てにならない財源ということのようでございますので、やはり町として宿泊税をしっかりといただくということが、財源確保の上でも大事なのだろうなということと、入湯税ですと、入湯に、お風呂の施設のあるところしかいただけないという、さっき説明がございました。宿泊だけの施設でも、宿泊税であればいただけるわけでございますので、財源確保といった意味から、その財源が観光やいろいろな形で使われるわけですから、受益者負担というような考え方、もちろん観光客の方々に負担してもらうわけでございますけれども、そういった形でいろいろなインフラ整備等に使われるのだということと理解をしてもらって、徴収することを理解してもらえればいいのかというふうに思うところでございますが、先ほどもちょっと民泊の話を見せていただきました。当然、入湯税はいただかないにしても、民泊からも宿泊税をいただくことになると思いますが、まず、対象になるかどうかという確認と、なかなかオーナーと一緒にいないという、どこか違うところに住まわれているようなことがあって、ちゃんと調べれば分かるのかもしれませんが、徴収するのに支障はないのかどうかちょっと懸念がされますので、その辺の心配はないかどうか、この点についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 宿泊税ですが、民泊等からの徴収に心配はないかというご質問かと思います。

確かに入湯税を課しているところは、今までどおりそれに宿泊税を乗せていくものですから、心配はしていないのですけれども、今ざっと民泊、今民泊でも、いわゆる旅館業法による簡易宿所というものと住宅宿泊事業法による、いわゆる民泊、こういった施設がございます。当町におきましては、一般の旅館、ホテルが23施設、それから、簡易宿所が75施設、民泊が12施設、これが5月末現在なのですけれども、全部で110施設ございます。このうちの大半が入湯税を課していない施設になりますので、そこからの徴収というのが果たして本当にうまくできるかというのは、非常に危惧しているところでございますが、こちらにつきましては、北海道も同じ宿泊税を課しているところでございますので、そこは一体となりなが

らしっかりと徴収していけるよう努めてまいりたいと考えています。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 貴重な財源ですし、有効に使われるためにも必ず、公平感ということからもいって、徴収にしっかりと努めていただきたいということをお願いしておきたいと思  
います。

次の質問でございます。先ほどインバウンド、オーバーツーリズム、インバウンドの方々のマナーの問題がちょっと指摘されましたけれども、温泉地区の関係団体から、防犯カメラや注意喚起の看板の設置をしてほしいという要望が、たしか議会にも町にも寄せられていたというふうに思いますが、どのように対応されるのかどうかということと、どうしても防犯カメラといえますと、何か誰でも映されてしまうので、プライバシーの問題はないのかどうかということのおそれはないのかということとをちょっと心配するわけでございますが、その辺も含めてお伺いしたいと思  
います。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 関係団体から出ております防犯カメラ、注意喚起看板の設置についてというところでございます。12月会議におきまして、11番議員の一般質問でも答弁させていただいてございますが、防犯カメラにつきましては、犯罪の防止のために設置されるものであり、犯罪行為自体の抑止効化もあるものと認識してございますが、一方で、今議員がおっしゃられましたとおり、プライバシーの侵害について懸念される所であり、町として、設置することに対しては慎重に検討して進めるべきと考えているところでございました。そのような中で、本年3月28日付、洞爺湖温泉観光協会及び洞爺湖温泉旅館組合の連名で、防犯カメラ及び注意喚起看板の設置の要望を受けたところでございます。町といたしましては、この冬の外国人観光客の急増に伴い、道路のまん中に立ち止まって行う写真撮影や集団で車道を歩くなど、マナーの悪さが目立ち、大変危険な状況であることから、地域住民が安心・安全に生活することが難しくなっているということを認識したところでござ  
います。要望を受けております防犯カメラ及び注意喚起看板の設置につきましては、防犯という観点に捕らわれず、オーバーツーリズム対策事業として、町から観光協会に補助金を交付して設置するなどの方法も含め、プライバシーの配慮を踏まえた設置の在り方について、洞爺湖温泉観光協会と協議を進めさせていただいており、要望を受けてから設置まで時間はかかっておりますが、外国人が増加する冬までに設置できるようにしたいというふうに考えているところでござ  
います。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 要望にお応えできるという答弁だったというふうに理解をします。

先ほど言いましたように、プライバシー等のことについては、十分配慮した中での設置ということでございますけれども、観光協会や旅館組合とも協議されるのかも分かりませんが、設置の場所であるとか、喚起の看板等の内容については、まだはっきり決まってい

ないと思いますが、おおよそ、カメラの設置箇所まではいいいですが、台数ぐらいいは検討されて、予定されているかどうか、それだけ確認させてください。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 観光協会と協議はしながら、3台程度、今設置したいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 通告していないのですが、実は、このプライバシーといいいますか、カメラの設置の件に関しては、私も別な会議で、ある方から温泉街の防犯のために設置してほしいという声がありまして、実は総務部長に相談した覚えがございいますが、総務部長、覚えていいいますよね。はい。それで、そのときに、やはりプライバシーの関係が心配なのだといいいうことをお話しされていた経緯がありいすけれども、もしお答えできるのであれば、プライバシーの関係で、総務部長のお考えがあれば、ちょっとお伺いしたいのですけれども。通告してないでいいますので、無理でしたらいいですけれども。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 以前にちょっと聞かれたことがあったと思いいます。なかなかやはり防犯カメラといいいのは、どういいい角度で設置するかといいいうことによつて、いろいいろな方が映つてしまふと。そうなると、その記録をどういいいふうにい保有して、開示していいのかわい悪いのかといいい部分も含めてなかなか難しい部分がございいますので、そういいい意味で今回、何といいいいますか、防犯上の目的なのか、それとも観光のオーバーツーリズムの目的なのかといいいうところを明確にして設置するよいいうことで考えていいいくといいいうよいいうことは、必要なかいいなといいいうふうにい思いいます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 突然で申し訳なかつた、ありがとうございいました。

あと、看板の件ですが、ただ注意喚起だけの、これは要望ですから答弁は結構なのですが、イラストを使つたり、もう少しいろいいろなキャラクターを使つたりでもいいかもしいれませんが、頭ごなしに押しつけるよいいうことではなくて、協力をしていただきたいといいいうよいいう形で、いいアイデアは浮かびませんが、いろいいろな協議をしていいいただく中で、何といいいうのでしようか、受け入れやすい、マナーを守つていただきやすい看板を作つていただきたいなど、これは要望しておきたいと思いいます。

観光関係では最後の質問になります。予算のときでしたでしょうか、予算審査のときだったかもしいれませんが、温泉地区で駐車場の有料化を考えているといいいうことを、伺つたことを記憶してありいすけれども、まず、その進み具合といいいいますか、それに向かつて進んでいるのかどうか、まずお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○財政企画課長（藤岡孝弘君） 洞爺湖温泉の公共駐車場の有料化は進むのかといいいうことでご

ざいますけれども、こちらの予算につきましては、今年度、地域公共交通の対策事業の中で、洞爺湖温泉の公共駐車場の有料化に向けた交通調査業務448万5,000円を予算計上しまして、交通調査業務を実施したいと考えております。現在、洞爺湖温泉における駐車場の有料化については、明確な方針というのはまだ示されておられませんけれども、しかし、北海道内の他の観光地を見ますと、例えば美瑛町、こちらのほうでは、来訪者による財政需要の増加に対応するため、公共駐車場の有料化の検討を、駐車場利用税、こちら美瑛町では、駐車場の利用税を宿泊税とセットで今検討しているようでございまして、パブリックコメントを通じて、今現在意見を募集しているところです。それから、ほかの自治体も見ますと、例えば小樽市でも、市営駐車場の有料化を24時間2,000円で徴収するとか、近隣で言えば登別市の登別温泉、それから室蘭市の地球岬、こちらのほうでも公共駐車場の有料化の導入が検討されております。このことから、観光地であります洞爺湖温泉地区でも、今後は公共駐車場の有料化を検討すべきということで、新たな観光振興対策、それから、地域公共交通の新たな財源として、ぜひこの有料化に向けて、今年度調査業務を実施し、データの集積・分析を行いたいと考えております。具体的には、今年度は、では何をするのかというところですが、まずその調査業務の具体的な内容でございますけれども、洞爺湖温泉の町内3か所の道路、札幌側からと壮瞥側、端と端、それから、中間地点で大平堂商店のところの泉公園線とちょうど十字路に当たる部分の3か所の交通量の調査、これを4日間、朝7時から夜の7時まで12時間で調査業務を行います。それで、種別、普通車ですとか、大型車、バイク、これらの種別の特定を図って、どれぐらいの車両が洞爺湖温泉に出入りしているかというところの交通量調査を実施します。合わせて公共駐車場内、洞爺湖温泉には、現在9か所、公園の駐車場も含めて全部で9か所、公共駐車場があるのですけれども、そちらの方の駐車場にどれぐらいの台数が駐車しているかということも合わせて調査業務、この駐車台数も、1時間ごとにカウントして調査業務を実施したいと思っております。これを来月7月、8月にかけてこの交通量の調査の業務を行います。それから、9月から10月にかけて、この結果を踏まえた中間の取りまとめをしまして、結果を分析します。その後、観光振興課ですとか、関係課、それからホテル等の関係団体との協議を開始したいと思っております。いずれにしても、有料化の導入に当たっては、地域住民ですとか、観光事業者の方との意見交換をまずしなければいけないと考えております。それから、料金設定だとか、駐車場の運営方法につきましても、他の自治体の事例を参考にしながら、洞爺湖温泉の実情に則した有料化の検討を行ってまいりたいと考えております。具体的なスケジュールですけれども、今年度は、その調査業務を実施し、有料化に向けた検討を行い、方向性をまず決定します。それから、来年度、その方向性に基づいて具体的な工事、整備関係を実施して、令和9年度から本格稼働、有料化の本格稼働に向けて、できればスタートしたいなと考えているところです。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） まず、有料化に向けて一歩こぎ出したというふうに理解させていただきます。昨日も町長がおっしゃっていましたが、よその自治体でできたのに、うち

の自治体でできないことはないということでございましたので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思っております。ただ、財源確保というだけではなくて、そのことによって交通ルールが守られたり、好き勝手な路上駐車をなくしたりとか、逆にそういうケースが出てくるかもしれませんけれども、いろいろな面での課題をしっかりと協議していただいて進めていっていただきたい。ホテルの従業員の方だって利用されていると思っておりますし、観光バスはどうするのか、ちょっと細かい話ですけれども、あと、公園があちこちに点在しています、噴水公園、あと、彫刻の置いてある公園もございまして、全部対象にしていいのかどうかとか、あと、必ず、管理するためには、ああいう機械で時間を自動的に出入りができて、自動的にカードで払うなり現金で払うなりという、ああいう設備も多分必要になろうかと思っておりますので、私が心配しなくてもそのことぐらいは考えていると思っておりますが、その辺もしっかりと協議を重ねた中で決めていっていただきたいと、こういうふうに思っております。

最後ですが、この6項目について伺ってまいりました。基本的には、洞爺湖温泉の課題をしっかりと解決して、観光客に喜んでいただく地域を提供しようというのが趣旨でございます。その後、財源として確保して、それをまた観光のために戻すのだという考え方でございまして、いい循環になれば観光地の発展、設備の充実につながっていくと思っておりますけれども、簡単で結構ですが、町長の、この6項目を通してのコメントをいただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 6項目ですので、簡単というか、ちょっとあれですけれども、まずは、今回、今年度からの洞爺湖町の施策についてですが、北海道の温泉地に特化した宿泊観光客数というのは、コロナ禍の規制緩和された2023年のちょっとデータですけれども、これで登別温泉が大体105万人、それと湯の川温泉、函館の、ここで81万人、3番目が洞爺湖温泉で62万人、そしてまた、釧路の阿寒湖温泉で38万、上川町の層雲峡で37万、そして、十勝川の音更で30万ということで、大体道内の札幌だとか、函館だとか、そういった大きなところは別として、温泉地だけに集中しますと、大体宿泊総数が353万人ぐらいいると。そして、その中の、足し算でいきますと、167万人ですから、登別洞爺広域観光圏の中でいくと、登別と洞爺で大体47%の方が泊まっていると。3市4町のこの広域観光圏の中では、もうちょっといっていると思っておりますが、それにしても、今回2024年の中でいくと、先ほど課長から答弁がありましたように、外国人の割合が半分以上超えていったということでいくと、もうちょっと上がってきているのかなと思っております。そういった中で、インバウンドのお客様が訪れた中で大事なことというのは、このインバウンドの増加を一時的なブームで終わらせないように、やはり持続可能な地域活性化の起爆剤にするというのが大事だと思いますし、地域一帯での観光振興、あと、生活環境のバランスが今後の鍵になるかなと思っております。その中で、特に広域観光圏と一緒にやっていく中では、多言語化の対応と観光案内機能の強化としての広域観光圏の活用、また、地元生活環境のバランスを考えて、先ほどありました、防犯だけではなくて、やはり観光マナーの啓発という点での定点カメラ設置、3か所ということで今観光協会と調整しておりますけれども、そしてまた、経済効果の偏在を防ぐという

点では、大手のところばかりではなくて、やはり今民泊に非常に多くと、先ほど直近のデータで110件ぐらい洞爺湖町民泊があります。民泊ということは、これ、食を出していないわけですから、もう外食文化ということで、それはコンビニへ行ったり、あるいは、夕食を外で食べるとか、ですから、民泊、今回、洞爺湖温泉、あるいは、洞爺駅周辺に食べる場所がないというのは、やはりこの民泊がかなり予想以上に多いと、そういったところへの対応ということで、しっかり対応していかなくてはいけない、その面では、宿泊税の導入及び将来的な駐車場有料化、これについて考えていきたいと思っているところです。自然景観、温泉、サミット開催地としての国際的認知度は、私たちが思っている以上にインバウンドの皆様にとっては好感度だと思っております。登別洞爺観光圏を胆振観光の面として捉えて、洞爺湖町、そしてまた、登別、白老ですとか、点になって、この面と点の中で観光客、インバウンドを受け入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） ちょっと古い言葉ですが、郷に入らずんば郷に従えという言葉があります。これが今の時代に合っているかどうかは別にいたしましても、ホスピタリティというのは、単に上げ膳すえ膳ではいけないだろうというふうに思っています。ただ、笑顔でにこやかに受入れをするけれども、き然とした対応も必要だということで、洞爺湖温泉地域の観光振興にぜひ努めていっていただきたいというふうに思って、次の質問に移らせていただきます。

道の駅の新たな役割についてということでございます。町内には2か所の道の駅がございます。販売、飲食、情報発信などを行っておりますが、まず、この2か所の現況について伺いたしますが、ちなみに、道の駅あふたは、平成17年8月10日に、道内91番目の設置でございます。230にある道のとうや湖は、平成20年4月17日で104番目の設置でございます。今、全道で131か所あると聞いております。まず、この洞爺湖町に、一つのまちに二つあるというのものなかなか珍しいことかもしれませんが、230号にしても、37号線にしても、道内では屈指の幹線道路ですので、あってしかるべきかなとは思いますが、まず、この二つの道の駅の状況について、簡単で結構ですから、現況をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、議員がご指摘のとおり、洞爺湖町内には、現在道の駅あふた及び道の駅とうや湖の2か所の道の駅が設置されてございます。道の駅の制度につきましては、道路利用者の利便性向上と安全性の向上に加え、地域の活性化や情報発信の拠点整備を目的に1993年、平成5年に国土交通省、当時の建設省になります。これにより創設された制度となっておりまして、道の駅として登録されるには、三つの機能を満たす必要がございます。一つ目の機能といたしましては、ドライバーが安全に移動できるよう、駐車場やトイレが24時間利用可能な休憩機能、二つ目の機能といたしましては、道路情報をはじめ、地域の観光情報や災害時の緊急情報などの情報発信機能、

三つ目の機能といたしましては、地元の特産品の販売、地元食材を使った飲食の提供などによる地域振興機能でございます。洞爺湖町にある両道の駅は、それぞれ漁業、農業を基盤とする地域の特色を生かし、販売、飲食、観光情報の発信を通じて地域経済の活性化に寄与しているとともに、地域産業と観光をつなぐ重要な拠点として、町民をはじめ、観光客に様々な整備、サービスを提供しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 多分、そんなに大きな課題もなく、それぞれ運営されているということでございます。このまちにとって二つの拠点は大事な拠点でございますので、どちらも多分、企業組合方式で運営されていると思いますが、ぜひ、行政も力添えをしてあげて、困ったときには相談に乗ってあげていただきたいなということを、私のほうからもお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

道の駅ということで、今、状況を聞きましたけれども、道の駅の今やっている機能の中身の話ではなくて、実は、新しく道の駅とうや湖というのは、失礼、防災の観点から、新しい役割の提案が国交省からあるということで、今回の質問をさせてもらっているのですが、まず、2番目の質問の中で、道の駅、特にとうや湖のほうですが、災害はどこでどのようなことがあるか分かりませんが、私どものまちの災害、大きな考えられる災害からは、比較的安全な場所にあるということを考えての質問なのですが、ここは、道の駅のほかに、農業関係の研修施設が一体感を持って設置されている。管轄は国交省と農水省で違いますが、私どもにしてみれば一体感があって、両方とも有効に使える、こんなにこしたことはないという感覚でいるわけでございますけれども、この農業研修施設は、災害時の避難所に、実は設定されております。そこで、防災道の駅と、この3番目に質問していきますけれども、道の駅に防災機能を持たすという意味を含めて、この隣接する研修施設が避難所に指定されているということを、両方うまくできないかなというのが、私の狙いでの質問でございます。まず、この農業研修センターに食料や災害備品などの備蓄がされているのかどうか、まずこの点について伺いたします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、農業研修センターにつきましては、議員ご承知かと思っておりますけれども、各種会議ですとか、投票所にも利用されている施設でございます。ご質問の食料、災害の備品などの備蓄の関係でございますけれども、保管のスペースがなくて、食料や資機材の保管はございません。ただ、農業研修センターに避難所として開設する際、先ほど議員のほうからもございましたけれども、開設する際につきましては、隣接する洞爺のふれ愛センターですとか、香川コミュニティセンターなどに保管してございます段ボールベッド、それからパーテーションなどの防災資機材を使用するという事としてございます。また、食料や飲料水になりますけれども、温度管理の必要もございます。このことから、役場庁舎で一括管理をさせていただいてございまして、

適宜そこから配送するというような流れになってございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 確かにこの施設は、農業研修のためにある施設ですから、被災、災害時には避難所として活用しようというだけで、そういうスペースがないことも実は分かっていた。ただ、2000年の噴火のときに、実はこの農業研修センターがオープンする前だったのですが、ここが実は避難所に最初に使われた経緯がございまして。オープンする前に避難所として使われたという。ここは、厨房の設備があったり、広い会議室というか、フロアがあったり、たしかシャワー室もあったと思います。このようなことから避難所に、避難所のためにつくったわけではないのですが、避難所として非常に喜ばれた経緯がございまして。

そのようなことから、せつかく、隣の道の駅に防災道の駅という仕組みをつくれれば、この農業研修センターの避難所機能がより充実できる方法に持っていけないかなという、野心と申しますか、国の制度を活用した中で、そういう防災の準備ができないかなという観点で質問させていただいています。これは、幾ら補助金がつくといいっても、お金がかかることですから、建物とかということになると、また違った協議も必要かもしれませんが、せつかくのことなので、3番目の質問で聞いてまいりますけれども、国土交通省の道の駅の活用として、防災道の駅というのがございまして。補助事業として、申請をしまして、防災基地として新たな役割が担えないのかなと。備蓄する保管、それから、今ある道の駅の飲食スペース、ここもちょっと手狭のような感じがいたしますので、食事の、それは一般的には、通常日は一般のお客さんの利用ですけれども、避難施設として隣に避難があったときには、そこは食料を提供する場所にもなり得るでしょうし、このようなことはないにこしたことはないのですけれども、よりこの町の防災の機能を充実させるために、今後考えることができるのであれば、今すぐということではなくて結構ですが、考え方としてあっていいのかなということと、もし、防災道の駅の選定要件というのが、何か三つほどあるようございまして、ちょっとこちらのほうから申し上げますけれども、広域的な防災計画がなされているか、それから、広域的な道路交通の整備がなされているかとか、高速に5キロぐらいの範囲で入れるかとか、あと、施設の体制で、建物の耐震化だとか、電気が切れない、要するに無停電化とか、通信が整っているかとか、水はしっかりととかという、そういった選定の要件があるようございまして、まず、この道の駅とうや湖は、この要件が多分そろっているのではないかなというふうに思います。今すぐやれということではないのですが、要件は満たしているのです、やる気さえあればできるかなということございまして。この件について、お考えをお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

議員のご提案、ありがたく受け止めたいと思っておりますけれども、まず、今回、議員のほうから提案のございました防災道の駅についてでございますけれども、現在、全国で79か所ほど

ございます。昨今の能登半島地震を起因にして、全国的にまた再度追加したいというようなことで、全国で約100か所に広げたいという考えで、先日、5月の中旬でしたか、新聞の記事でございました。これらを踏まえてのちょっと答弁になりますけれども、仮に今回、100か所程度に広げる考えているという考えでございますけれども、仮に有珠山噴火のハザードマップエリア外にある、現在ありますけれども、道の駅とうや湖はありますけれども、防災道の駅として整備するという場合がございますが、まず、その敷地が不足することですとか、あと、大規模な施設改修が必要ということで、今現在ですけれども、そういう考え方でこちらのほうは捉えてございます。補助事業を活用して整備を行う場合がございますけれども、町の負担についても、事業費もちょっと大きなものになるのかなということで、今考えているところでございます。防災基地としての活用できる施設が整備できれば、災害時に非常に役立つものと考えてございます。防災道の駅だけではなくて、他の公共施設の利活用も含めまして、今後におきまして、引き続き施設整備等に有利な補助事業がないかなど、情報収集にまずは努めてまいりたいというふうに考えてございますので、その点、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 無理やりお願いしているわけではないのですが、そういう機会があるのであれば、防災に非常にナーバスなまちでありますから、そういう設備の充実というのは、重要な施策になるのかなということで提案させていただきました。この近辺では、ニセコのビュープラザという道の駅が、この防災道の駅に認定されているようでございますけれども、あそこは何の災害を想定しているのかちょっと分からないのですが、ビュープラザができるのですから、私どものまちでも、道の駅とうや湖もできるということで、やる気になればという話です。簡単で結構です、最後に町長に、今すぐやれということではございませんけれども、防災意識を持つまちの町長としてご意見を伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、道の駅とうやでございますが、やはり交通の要所としては大変立地がいいところでございます。また、物資輸送ですとか、避難経路の拠点としても有効でありますし、今お話の中で特に「とれた」のほうがあつて、その後、道の駅ということで、やはりあそこら辺のエリアは、今後も災害については非常に大きな拠点になるのかなと、支援拠点ということになるかなと思います。今、課長の答弁がありましたように、防災道の駅79か所、これは今後100か所、そしてまた、ニセコのほうが既に認定を受けているところで、北海道内におきますと、現状では、道内においては三つの道の駅が防災道の駅が選定されているということでございます。そういう中で、道の駅の施設改修、もう一つ大事なものは、平時は観光、非常時は防災という、やはり多機能拠点としての可能性がもうちょっと考えられますけれども、やはり運営体制の課題ですとか、事前の計画整備と運用ルールの、この明確化というのが大事になろうかと思っております。道の駅の施設改修、運用ルールの明確化など、今

後、一番そばにニセコ町がありますので、あと、また道内の自治体の事例を情報収集しながら地域防災の強化につなげられるよう、前向きに研究させていただきたいと思います。

貴重なアドバイス、ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（大西 智君） これで、4番、五十嵐議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を2時40分いたします。

（午後 2時26分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時40分）

---

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に9番、越前谷議員の質問を許します。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 9番、越前谷でございます。

ただいまから、通告いたしました案件について質問させていただきます。

質問に入る前に、修正、訂正方お願いしたのですけれども、議長よろしいでしょうか。

○議長（大西 智君） はい。

○9番（越前谷邦夫君） 3番目の「公有財産、売却」とありますが、これ、「公有財産の売却」です。

○議長（大西 智君） 「の」が入るのですね。

○9番（越前谷邦夫君） 「の」が入ります。大変失礼いたしました。

早速、入らせていただきますが、毎回申し上げておりますが、一般質問というのは、政策論争の場であるわけでありまして。したがって、できるだけ大局的に質問させていただきますが、今回、特に通告いたしました案件上、例えば担当課長は去年の配置転換と、それから、今年になって総合支所長も替わっておりますので、なかなか、約2年半ぐらい前からのこの取扱いはどうあるべきかということは、熟知していないだろうと、こう言ったならば大変失礼に当たるかも分かりませんが、それで、できるだけ、理事者の方から、これは答弁をお願いしたいと思います。

早速、入らせていただきますが、町有地、とうや水の駅隣接地売却計画についてであります。それから、気がついたところで申し上げますけれども、この水の駅という建物を見ると、平仮名でとうや水の駅となっているのです。それで、条例などを見ると、漢字で書かれています。したがって、何を言いたいかということ、やはり統一したほうがいいのではないのかなと。建物は平仮名、条例等については漢字と。これはやはり統一した方がよろしいのではないかなと思いますので、後ほど協議を深めていただきたいと思います。

では、早速入りますが、令和5年3月16日に売買契約によって成立いたしまして、取得したと。この取得した理由というのは何なのだろうか、なぜ、この土地を1,220坪、7,700万円で売買したのか。そこをまず聞きたいと。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員がおっしゃったように、令和5年3月16日ですか、売買契約により、民間の方より取得した土地でございますが、この土地は洞爺地区の中心市街地であり、地域の拠点施設であるとうや水の駅に隣接していることから、今後の地域活性化に向けた活用を図ることを主眼として、先行取得したところでございますが、当該土地所有者が亡くなられて、相続人のお母様の代理人弁護士から、水の駅横土地を売却したいと連絡がございました。ほかからも購入したい方が数件あると、もし、洞爺湖町で購入の意思があるなら優先したいとのお話がありまして、庁舎内で検討の結果、第三者に取得されるより、今後の地域活性化に向けた活用の中で、取得時と同じ破格の金額で購入を決定させていただいたところでございます。また、この合併前の旧洞爺村で策定した洞爺村中心市街地活性化基本計画の中で、この洞爺地区の中心市街地の再生と活性化を目指す計画として、その後のとうや水の駅整備建設やまちづくり交付事業に活かされてきたわけでございます。現在のとうや水の駅については、町政執行方針でもありますように、洞爺地区のまちの顔として、住民の憩いの場の提供と観光交流の拠点として位置づけられているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、町長というよりもトップリーダーから、取得した要因はこうだということを知りました。私、今回の一般質問で、別な質問をする予定であったのです。

ところが、何といたってもまちづくりの根幹を揺るがす、極めて行政司法に対して異議があるということで、急遽この質問になったわけでありまして。したがって、これから質問する内容等について、大変無礼なところもあるかも分かりませんが、その辺は自分の、質問者の気持ちもある程度理解をしていただきたいと、かように思っております。

今、理事者のトップリーダーのほうから、いわゆる洞爺村中心市街地活性化基本計画もあったのだと。これ、基本計画ができたのは、自分もある程度見せていただきましたが、約24年前ですよ、24年前。そして、今は洞爺村ではない、洞爺湖町ですよ、今は。洞爺湖町のまちづくりの一環としてどう進めていくのかと、こういうことで議論していかなくてはならないのは、今回のこの課題というのは、一体何なのだろうかと、もう幾ら考えても落ち着く場所がないのですよ。何か鍵であるのではないのかなという気がしてならないのであります。後々触れさせていただきますが、自分も洞爺村中心市街地活性化基本計画というものを読ませていただきました。前段では、確かに行政と民間ということを書いています。ところが、皆さん持っていたら見ていただきたいと思うのですが、56ページに大事なことが書いています。それはどういうことかという、住民参加体制の確率だと、これからあそこを洞爺の顔として、あの周辺を活性化していくためには、何といたっても住民参加体制の確立を図ってい

かなくてはならない。確かにここで書いておりますのは、民間による資本、民間による資本と官による運営ですよ、官による運営。一番自分が感動したのは、この文言です、村民一人ひとりの人任せでない再生。村民一人ひとりの人任せでない再生への取組こそが、洞爺村の中心市街地が住民のまちとして再生、活性化する唯一の道であると言えようと。これでまとめているのですよ。いわゆる、住民の総参加だとか、住民の声というものが、住民に反映しながら、この周辺を活性化していこうという、そして、推進、これを進めていくためには、洞爺村まちづくり委員会というものを設置しなくては駄目だということを明確にうたっています。私は、この活性化基本計画を見て、まさにそうだよなど。後々触れておりますが、今まで一貫して私は、まちづくりを進めるのに当たって、ある人が、行政と議会の両輪であると言われますけれども、私は、まちづくりを進めていくのは三輪車体制であるということを一貫して40年ほど前から申し上げてきました。それはどういうことかということ、言うまでもなく、行政と議会と、そして住民と、この三者一体でまちづくりを進めていかななくてはならない、いわゆる三輪車体制でいかなければならないということ。この基本計画を見ても、先ほど申し上げましたように、村民一人ひとりの人任せでない再生、これをよく頭の中に入れておいていただきたい。それで、私は、この洞爺地区というのは非常に、これはトップリーダーも同じ思いでいるだろうと思うのですが、風光明媚で自然があって、この魅力ある地域だけに、私は合併以後、議会報に載っているだけで31回質問しています、洞爺地区の課題について。非常に、私はこれからの洞爺湖町を飛躍していくためには、この洞爺地区というのが大きな活性化の一助になるというよりも、核になると思っています。したがって、あの地区をどう活性化していくことによって、洞爺湖町がどういうまちに飛躍していくのか、あるいはまた、上昇気流に乗れることができるのか、このことを、私は極めて大事であると思っております。なぜ、今の町有地になった1,220坪、7,700万円で購入したと、あのときは、あまり今のリーダーは俺は好きではなかった、正直なところ。しかし、あの土地を買うのだと、買ってまちづくりを進めていくのだと、そうなったときに、おお、今のトップもやるなど、共感持てるなど思っていた、心の中では。ところが、2年もたたないうちに、これは2番目に入っていますから、2年もたたないうちに売却、計画で進めている、何の話なのよと。もっともっと住民の声を吸収するとか、あるいはまた、議会と協議するとか、なぜできなかったのか。5月30日だったかな、31日だったかな、総務常任委員会が開催されたときに、この町有地を売却するという、そういう報告に来たなら出直してこいと、そういうことで、そこから、協議会の中から案件を削除してもらった。そして、令和7年6月4日に総務常任委員長の召集によって、これまた総務常任委員会が開催された。大変無礼かと思えますけれども、このときに、売却計画をしたその要因はこうであるということをつけ加えています。いいですか、その一つには、えぼし岩公園の売却説明のときも頭にあったと。そして、現在の財政状況は極めて厳しいと、そして、人口減少傾向にあると、そして出生率の低下、これが売却への計画を進める大きな要因であるということが説明されました。

それでは、伺いますが、購入したときには、人口というのはどういう環境にあったのだら

うか。出生率も上昇気流であったのだろうか。財政状況、人口環境、あるいは、出生率の指数がどうであったのか、これを伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 答弁をお願いいたします。

若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） ただいまご質問がございました、購入時の人口、出生率、財政状況ということでございますが、ちょっと現在、そういったデータのほうをちょっと持ち合わせてございませんので、後ほどお調べしてご回答させていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ちょっと聞けなかったのだけれども、言っているのは大体分かるのだけれども、買ったのは、そういう財政状況とか、人口、その推移だとか、あるいは、出生率だとか、やはりある程度そういったものは念頭にあったのだろうなど、自分も思いますよ。

だけれども、2年足らずで売却する要因として、人口減少の一つには、もう一つは、財政状況が厳しい、三つ目は、出生率の低下であると。これ、実際に自分はメモをとりましたから、間違いありませんよ、おそらく総務常任委員会で聞いている方々も、おおむねその辺は聞いているかと思うのですけれども、これが売却を決定した要因であるということ言われています。では、買ったときはどうであったのだと。大体、おおむね人口、あるいは、財政状況、出生率の低下傾向というのは、2年前も大体おおむね同じだったのではないのかと私は思うのです。どうも今回のこの売却計画というのは、いろいろな角度から自分も検討してみるのだけれども、行政側が言っていることは、あまり理解できないなど。そして、あるときはこういうことも聞かされました。これは、トップは分かっていることでしょう、いいですか、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、見ているかと思うのですが、見えていますか、どうですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 承知をしているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、承知しているということだから聞きますけれども、今日この会場にいる方々も十分、私以上にこういったことは熟知しているだろうと思いますけれども、土地の5,000平米以下は、議会の議決をしなくてもいい、金額はどうか、金額は、1,000万円以下ならばいいというのですよ。1,000万円以上なら議会の議決が必要ですよ、議会の議決、そうではないですか。どう思いますか、うなずいているところを見ると。

○議長（大西 智君） 答弁をお願いいたします。

若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） ご質問の件でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の中におきまして、第3条におきまして、議会の議決に付すべき財産の取得または処分として、地方自治法によりまして、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格1,000万円

以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに限る。）という記載となっているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 自分は、法律家にも聞きました。これ、5,000平米以下であったら、議会の議決がないと。それで、金額にしては1,000万円以上であると。今、総合支所長の答弁を聞いていると、5,000平米以下で、金額も1,000万円以上は議会の議決が必要だということを行っていますけれども、当然、議会の議決は必要なのですよ、これは。議会の議決、売却するときは。自分は法律家からもこれは確認しました、自分は、質問する以上。なぜ、これから入っていきますが、なぜ、議会に相談しないのですか、事前協議がなかったのですか。

事前協議をしたら、こういうところまで発展しなかったよ。首長、トップリーダー、あなたは不思議そうに頭を抱えているけれども、相談なかったのですよ、事前協議なかったのですよ、これは。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 議員のご指摘でございますけれども、今回の案件については、土地の面積が1件5,000平米以上で、予定価格が1,000万円以上の公有財産の処分については、議会の議決が必要となっているところでございますので、片方だけということであれば、本来ですと、議会の議決がないというふうに、洞爺湖町では、行政としては認識しているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ちょっとよく理解できない。5,000平米以下であったら、議会議決は必要ないのでしょうか、条例からいけば。自分も条例が今手元にありますけれども。そうでしょう。ところが、金額は1,000万円以下なら議会の議決は必要ないと書いているのだよ。

7,700万円は1,000万円以下なのですか、どうなのですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 私ども行政のほうとしては、5,000平米以上でかつ予定価格が1,000万円以上という形で議会にお諮りするということで、例えば、今回は4,000平米でございますが、7,000万円ということになると、今度は5,000平米以上という条件が入っておりませんので、議会の議決は基本的にないというふうに認識して、今動いていたところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 首長、トップリーダー。トップリーダーになる前、あなたは何でしたか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 議員の議席をいただいていたところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 議会人でしょう、議会人であったら、そんな5,000平米以下だから、

議会の議決ないから、議会と事前協議しなくてもいいと、そういう判断なのか、あなたは。

違うだろう。あなたがもし議会人であったら、笑って過ごせますか。このような7,700万円の土地を売る、4,000平米の土地を売る、しかも、あそこは洞爺地区の顔になるところだと、旧洞爺村の方々もそのように申し上げているところを、何も相談なしで。いいですか、議会人というのは、あなたもそうかも分からない、4年に一遍、住民の審判を仰ぐのですよ。

我々12名は住民代表者ですよ。それが、こうだから、解釈の仕方で、相談しなくてもいいのだと。7,700万円の土地を売るのにだよ、これから価格を聞くけれども、買った土地を売るのに、事前協議しなくてもいいという判断は、それでいいのか、本当に。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 事前協議といえますか、このたび、プロポーザルの公募型プロポーザルを実施していきたいということで、議会の常任委員会の方にお示しさせていただいたところでございますので、そういった点で、突然この売却とかというお話ではなくて、えぼし岩、今回募集をかけるところの中で、議会の議員の皆様にも、先に、こういった形で、これから水の駅についても、横についても、こういった公募をしていきたいと。仮に公募プロポーザルを受けたとしても、これはプロポーザルの委員会の皆様がご判断するところで、当然、条件に合わなければ、それは売却にはならないということでございます。そういった視点から、議会に突然、何も相談しなかったという判断ではないというふうにご理解いただきたいと思いますが。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。トーンを少し下げてください。

○9番（越前谷邦夫君） いや、熱が入っているから。

今のは本当に、そういうことであるとするならば、議員の方々、怒りはしないのか、ほとんど、越前谷を抜いて与党なのだろうとけれども、私は中立ですから、いいものはいい、悪いは悪い、こうだけれども。それで、では、聞きますけれども、まちづくり審議会、いつかかけていますか、この件について、まちづくり審議会に、どういう内容でかけていますか。

○議長（大西 智君） 若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） まちづくり審議会でございますが、こちらが、その前段として、令和6年1月に洞爺地域づくりフォーラムを開催しまして、専門家を交えた上で、今後の目指すべき方向性を検討して、民間の活力を入れた新たなまちづくりが必要であるとして、一つの方向性を示させていただいたところでございます。こうした経過を踏まえまして、令和6年8月8日の日に、洞爺湖町まちづくり審議会を開催したところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の、総合支所長、そのとおりです、経緯はね。まちづくり審議会に、令和6年8月8日にもかけているのですよ、そういう方向でと。そういう方向性も、私は、議会に何一つ事前協議も報告もないというところに腹立たしいのですよ。きちっとコンセンサスを取って、コミュニケーションを含めて、これでいくのだけれどもと、それなら十

分理解できますよ。それから、かつての首長で、旧虻田町時代だけれども、助役の任意性というものを敷いてた。一人の助役に、当時のトップはどういうことを言ったかという、聞かせてあげましょう。あなたね、一人の助役に、議会对策だけしっかりやってくれと、議会をおろそかにするのではないぞと。したがって、議会对策だけしっかりやってくれ、それでいいと。そういう首長、そのぐらい議会というのは、町民代表としてチェック機能を出さなければならない、チェックマンは我々議員です、12名の。そのことに、70万円ぐらいの土地を売るとか、多くて700万円ぐらいの土地を売るといいうことではないですよ、7,700万円を税金を使って買った土地を、1年も満たないうちに売りに出す方向で協議するということは、どういうことなのだ、これ。それから、自分が何でこういう声を高くしているかという、気がつかないのだね、進め方に問題があったと謝罪すればいいのではないのか。そうすれば、越前谷であっても少しは声が低くなるよ。ないではないか、当たりまだと思っているからないのだ。その手法でこれからもまちづくり説明等をするのならば、受けて立ちましょう。どうなのですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました、議会、議決に対しては、5,000平米かつ1,000万円以上という一つの文言がございますけれども、そういった面で、私も10年間、議席を預かった形で委員会も委員長もさせていただいたところで、副議長までさせていただきました。そういった中で、議員、また、本日議場にいらっしゃる議員の各位に、今回の水の駅横の土地売却、プロポーザル提案について、大変、手順を間違ったことを改めておわび申し上げますと同時に、これからも、議会軽視ということではなく、しっかりと議会と議決をいただく行政側として、私もかつての議会人として、改めて陳謝申し上げ、そしてまた、今後この案件について、真摯に審議に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひご協力よろしくお願ひ申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） トップの謝罪を聞いていて、改めてなどと、この件に改めて、以前謝罪したことないでしょう。改めてという言葉は述べているけれども、それは違うでしょう。初めて謝罪しているのですよ。進め方に問題があったということ。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、越前谷議員からありました、改めてというものを、文言を削除させていただきます。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、今そういうことならば、ちょっとトーンを下げますけれども、こういう転売する、処分するということで、令和6年12月末、去年です、去年で公有財産の利活用の基本方針というのが出来上がっているのです。越前谷だけが、これを見なかったのかな。皆さん、見ていますか。これを基本に売却を進めているということを行っているのですよ、公有財産利活用基本方針、どうですか。これ、運用開始は、適用は、この基本方

針は令和7年1月1日から適用しますと。これ、初めて見たよ、このような、自分が、えっ、こういうのがあったのと、自分だけだろうか。議員の方々は見ていますか。自分だけだったのなら、自分の議員活動がおろそかであったなと思うのですが、こういう公有財産利活用基本方針、これはどうこういうことで、昨日の一般質問があったように、公共施設等はこうしていきたい、ああしていきたいと、これに書いているにもかかわらず、何で議員にもこういうのを配付しないのですか。これ、どうなのですか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの件でございます。

公共施設利活用基本方針というもの、実は令和6年12月に策定してございます。簡潔にちょっと答弁させていただきますけれども、普通財産の売払事務取扱要綱というのがございます。

○9番（越前谷邦夫君） そういうのはいいから。なぜ配付しなかったのだということを聞いているのだから。

○総務課長（末永弘幸君） はい。これにつきましては、今までの経緯も踏まえた内規として定めているところでございまして、その点、今、議員のご指摘がございました配付につきましては、この場を借りておわび申し上げたいと思います。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） この、いろいろと今回、質問するのに下手な質問をしたらあれだなと思って調べてみると、ほとんどこの公有財産利活用の基本方針に基づいてと出てくるのですよ。初めてですよ、我々が見たのは。それだけあなた方が議会軽視しているということなのだよ。トップリーダー、あなたも議会人であったはずだ。もし、逆に議会人であったら、それ、喜んでハハハと笑ってられるのですか。そうではないでしょう。初めて見るのですよ、こういうのを。こういう立派なものを。そして、適用しますと。どういうことなのだ、これは。

○議長（大西 智君） 内容について答弁できますか。

下道町長。

暫時休憩いたします。

（午後 3時18分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 3時19分）

---

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、会議を続けます。

越前谷議員の質問について、答弁のほう、行政側、お願いいたします。

下道町長。

○町長（下道英明君） 配付の理由でございますが、再度おわび申し上げます。不手際で、議

員各位に配付しておりませんでした。申し訳ございません。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 大事なことを書いているのですよ。いいですか、あなたも持っていると思うのですが、2025年、今年5月30日だったかな、総務経済常任委員会、洞爺総合支所地域振興課、いいですか、町有地水の駅隣接地売却に関わる公募型プロポーザルの実施についてということで、そして、ここにこういうことを書いてあるのです、洞爺湖町公有財産利活用基本方針に従いですよ、いいですか、従って公募型で売却するということを書いているのですよ。このような大事なことを、これまた議会にも何も配付しない。もう議会軽視も甚だしい、今の行政というのは。私が言っているのが間違っているの、自分が一人だけもらっていないのだったら、謝罪しますよ。皆さんに配付していないと認めましたね。ところが、この文書を見ると、先ほど言ったように、洞爺湖町公有財産利活用基本方針に従いと書いてある、従って売却、売ると、この利活用のこの方針に基づいて。そのような大事なことを、議会にも何も協議しない、配付もしない、今までこの土地を買ってから、トップね、何回総務常任委員会を開いて、こういう、失礼、総務常任委員会を開いて、協議会を開いていると思いますか、ほとんど毎月1回は開いていますよ。その中で、自分はどうもこれは、後ほど全員協議会辺りで皆さんにお願いしたいなと思っているのだけれども、特に議長、副議長にお願いしたいなと思っているのは、総務常任委員会は5分か10分で終わって、協議会で1時間半もかかったりするのですよ。それだけあなた方の、それこそ報告を聞いてあげてだよ、なぜそういうことを何回も、今まで、この町有地を買ってから何回も開いているのに、説明しないなどと、そして今回のプロポーザルのことを書いてみると、公有財産の基本方針に従って売るということを書いているのですよ。この大事なものを、我々には何の報告もない、何の相談もない。一体どういうことなのだろう。先ほど謝罪したからいいという問題ではない。このようなものがぼろぼろと最近は出てくる。それで、時間の関係もありますから、トップね、あなた去年の令和6年9月19日に、これは自分、今回の売却というのは、一体何なのかと、さっぱり整理できない、頭の中で。それで、洞爺湖町と株式会社キャンパーズアンドアングラーズとの、もう自分は横文字は苦手なものだから、絶対舌をかむのだけれども、包括連携に関する協定書を令和6年9月19日に結んでいるのですよね。その結ぶ前の日に、全員協議会を開催してくれと、あなたが自ら全員協議会召集をお願いして、議長が受けて、全員協議会で、実はこういうところと明日、協定を結ぶのだと、こういうことを、思い出したでしょう、ないとは言わせない。それが何で、自分は前にも質問したのだけれども、洞爺湖町で何で協定を結ばないのですか。何で札幌まで4人で出かけて行って、協定を結ばなくてはならないのですか。こういうのを見ると、何かあるのではないかなと。土地を買って1年もしないうちに売却する方向で作業を進めていて、そして、重要な公有財産、未活用の基本方針など、全く説明、相談もなし、報告もなし。どんどんと自分が疑念を持つような方向に進んでいるのですよ。これ見てください。それで、理事者ね、もう一つ聞きたいのだけれども、自分、こういうのに携わったことがないからよく分からないのだけれども、協定

の有効期間というのは、こればかりではないはずですよ、協定を結んだのは前、何十何か所と協定を結んでいたように聞いたような記憶、5か所ですか、失礼、5か所で協定を結んでいると言うけれども、この協定の内容は、内容というよりも、協定の有効期間というのを、これ書いているのだけれども、その5者と結んでいるのも全部、有効期間というのがあるのですか。このアングラーズとの協定というのは、いわゆる令和6年9月19日に結んで、協定の締切日は、締結日は令和9年3月31日までだと、約3年間。そして、その有効期限が過ぎる1か月前に甲、乙いずれかから協定解除の申出がない限り、また有効期間が満了したら、また翌日から3年間延びるのですよということが書いてある。よその結んだ協定書も後で見せてもらいたいなと思っているのだけれども、全部こういう有効期間は3年ごとに更新ということなのですか、どうなのですか、これは。

○議長（大西 智君） 協定書の有効期間ということなのですから、今答弁できないですか。できますか。

下道町長。

○町長（下道英明君） 基本的には、有効期限はないということでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） では、ないのならば、なぜ、協定の有効期間とあえて入れなければ駄目であったのですか。自分は、その辺も本当に、一体どういうことなのかなと、本当に今回は理解できない、この文書をいろいろ調べてみると。あとの人には、協定はないというのでしょうか、有効期間は。なぜ、ここだけ入れなければ、包括だからですか。自分、協定というのは、いいですか、協定というのは、企画財政課長、いいか、協定というのは、いわゆる包括協定ということになるから、自分は、協定は例えば、あつてはならないけれども、有珠山噴火災害が想定されるだけに、それをいろいろな企業に復旧・復興に協力していただきましょうと、そういう協定であったならこういう思いにならないのだけれども、包括協定という、まちづくり全体の包括連携なのですよ、間違いないですか、どうですか。

○議長（大西 智君） 協定についてですね。若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） 包括連携協定のことでございますけれども、あくまで、その協定を結ぶにおいては、その協定の項目というのが、対象とする相手方によって変わってくるのかなというところで、その相手方との協定を結ぶ内容にもよってくるのかなというところで、必ずしも、全てがまちづくり全体に結びつくというところではないのかな、という認識でいるところでございます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 支所長のほうがお話ししましたがけれども、ちょっと補足ですけれども、まちの指針による、例えば防災ですとか、環境、地域観光振興、まちづくりなどということで、個別連携だけではなく包括にするという形で、例えば、一応今、来週ですか、北海道の工業大学、今の北海道の科学大学、再来週ですね、こことも、また学生との連携ということで包括を今準備しているところですが、これもまた、その分野ということで、その分

野に特化した形でやっているだけではなくて、包括も、町が指針しているところが幾つかあるのですが、全部の項目ではなくて、それぞれの、キャンパーズアングラーズはまたキャンパーズアングラーズ、そしてまた、次、今度行うところも様々別な形で包括連携をしているというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 自分、理解してくれと言うけれども、まだ理解できない、頭の中で整理されていない。それで、では、そういうことを言うならば、この文言はどこが作成したのですか、どこが。会社ですか、それとも、行政ですか。

○議長（大西 智君） 若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） このたび結びましたキャンパーズアンドアングラーズとの包括連携協定につきましては、ベースとしては、洞爺湖町がこれまでの協定等を参考にした中でたたき台を作った中で、相手方とも協議をしながら、こういった項目でということで整理してつくった協定の中身となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） あまりこの分野だけやっていると時間がないので、それで、この基本、何というのかな、公有財産の利活用の基本方針の中で、いわゆる利用していない利用財産の定義として、4項目あるのです。その4項目のうちで、ここの町有地は何財産に入るのですか、4項目ある中で。

○議長（大西 智君） 分かりますか、質問の。

若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） 今回、水の駅の横の土地につきましては、4項目あるうちの、1番目の普通財産のうち現に利用されていない土地建物に属するものと認識してございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） そのとおりですよ。それで、ちょっと具体的なところに入ってきたいのだけれども、普通財産でしょう、そして、これ、公募型の、それこそ売買するということは、いわゆる予定価格なども当然、公募型だから、予定価格も提示するだろうと思うのだけれども、どうなのですか、その辺は。

○議長（大西 智君） 若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） ご指摘いただきましたとおり、予定価格は設定した上で売却する予定としてございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） そうだとすれば、その予定価格は幾らですか。

○議長（大西 智君） 若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） 今現時点におきましては、当時、洞爺湖町で売却させてい

ただいた単価をもちまして、予定価格としたいということで考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、一年、一年で土地価格が洞爺湖町の場合は下落していますよね、それは全く関係なくと。では、伺いますけれども、7,700万円で買った土地だから、7,700万円ほどで売買すると、こういうことで確認していいのですか。

○議長（大西 智君） 若木洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（若木 渉君） 現時点におきまして、その7,700万円につきましては、土地の購入費が7,500万円で、それ以外にちょっと手数料等が発生した部分が二百数十万円ございまして、それで7,700なにがしということで購入したところでございまして、今現時点におきましては、その7,500万円というところで設定する方向で調整してございますが、その手数料として要した部分までを上乗せするかということについては、今後ちょっと検討の余地はあるのかな、ということで認識しているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今日は、若木総合支所長とは質疑はしたくないなと思って前もって言ったのだけれども、リーダー以上に立って、もう意気盛んに申し上げているようだけれども、なぜ、こういうことを聞くかということ、やはり税金を使って買ったのです、税金を使って。だから、少なからずや、中の仲介人の分だと、これはあつせんした弁護士のことを言っているのだろうと思うけれども、二百何十万というのは。したがって、よもや7,700万円で総経費がかかったのを、7,500万円ぐらいで売るとかということにはなりはしないだろうなと。税金で7,700万円で買って、そしてもう売買するというのだから、やはり7,700万円は維持してくれないと。自分は思ったのですよ、7,700万円で買って1億5,000万円当たりで売るのはないのかなと、財政状況からいって。だけど、それをやったら、あまりにも不動産業だよなと、そういうことも考えたのですけれども、それで、前に進みましょう、分かりました。そういうことで、ぜひ、仲介人の弁護士代の250万円うんぬんも含めて、トップね、税金で7,700万円で買ったのですから、もし売るとすれば、これが成り立った、まだこれから質問していくけれども、ぜひ、これだけは少なからずやきちっと確保するような気持ちにならないと。町民の税金で7,700万円で買って、今度は7,500万円ぐらいで売るとかということにはならないだろうなと思っているのです。

それともう一つ、企業というのは利益収入ですよ、企業は。それで、一番心配するのは、10年間の転売禁止は、自分は、危ういなと思っているのです。今のニセコの状況を見てください。いろいろと耳に入ってきますけれども、片や外資系でも、日本人でも、買った土地がそのまま放置されているのです。そして、その周辺の自治会とのコミュニケーション悪さに、いろいろな被害というのかな、出ているということになっています。私は、あれだけ洞爺湖町として必要な土地、それから、先ほど申し上げたように、洞爺村の中心市街地活性化基本計画の中でもうたっているように、あそこは、今は洞爺湖町ですが、洞爺地区の顔になるのだという、ああいう場所を、聞くところによると、報告によると、10年間で転売してもいい

と。自分は今80歳になりましたから、90歳まで生きられるか生きられないか大変なのだけでも、どうなるのか分からないけれども、いわゆる10年間で転売ということではなくて、生涯転売禁止と言って売ったらどうなのですか、どうせやるならば。あれだけすばらしい土地ですよ。それと、リーダー、頭を縦に振っているけれども、あそこは非常に風光明媚なところで、なぎさも見えますよね。そして、私は約60年前に旧虻田町に来たときに、洞爺湖温泉に行ったら、いや、すばらしいところだなというのは、なぎさもありました、あなたが生まれて育った、生まれは本町1区だか、2区だかということだからあれだけでも、育ったところで、なぎさもあったでしょう。そして、ここもそうですけれども、自然公園法の枠内だけでも、洞爺湖温泉も、もちろん国立公園であったから自然公園法の枠内であった。何を言いたいかというと、今の状態というのは、政治力で、高さ制限は13メートルであったにもかかわらず、それ以上の、そして、どんどんと建物を建てて、すり鉢状態の中になっているのではないですか。みんな壁になって。洞爺は、見てください、自分は心配しているのですよ、水の駅から右のほうは徐々に建物、民間の、だから当然、自然公園法の制約をきちっとクリアしながら建てているのだろうけれども、壁みたいにどんどんできてきている。自分はああいう洞爺村に、洞爺地区にしてほしくないのです。窓を開けたら湖が見えるな、中島が見えるねと。そして、何度もここで申し上げておりますけれども、北海道三景と言われて、洞爺寺から見る洞爺湖、利尻富士、定山溪、これが北海道の三景と言われているのです。今、木が高くなってきたからあまり、見づらくなっているけれども、そういうこのすばらしい地域なのです。合わせて、水の駅と美術館と三樹園を結んで、あなたはこういう答弁もしているのですよ、この三つを合わせて、かけ橋になるような、そういう地域にしていきたいということも言っているのですよ、あなたは、自分の答弁では。その辺どうなのですか。そういう規制するという、湖側に建物を建てさせないという規制ができるのか、できないのか。それと、あそこの観光協会そのものが、大型バスが止まる駐車場がないから、そう願いたいという、随分そういう要望があると言っていましたよね。そういったことがどのように整理されて、今、転売をして、どのような民間のまちづくりの状況というものを考えているのですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員から北海道三景、定山溪と利尻富士、前回、前々回のときもご質問いただいたときにその話を聞かせていただいて、私もなるほどなと思ったところのございます。今お話がありましたように、規制のほうですけれども、当然、洞爺地区のほうは景観条例も入っておりますし、そういったところで出てくると思いますが、今回、プロポーザルの中でも、委員会の中にも、当然そのような縛りも入れて、それで今、大変貴重なご意見をいただいたところは、やはり今までの洞爺地区の振興策について、越前谷議員は常に高さについてもお話をされております。本当に私も今洞爺湖温泉に住んでおりますが、もう本来だと、噴火が終わった後、もし災害があったら、やはり湖畔沿いのところはもう大きな建物を建ててはいけないと、後ろのほうに持っていくと、そういったことが理想であったと思

いますが、まさしく今、洞爺地区については、これから本当に手つかずの地域でございますので、その点で今いただいた意見も当然、行政としてはプロポーザルのほうにこういったことと、あと、条件がございました、土地の転売についても、10年ということではなくて、やはり永久的というのは、ちょっとこれは商法の問題がございますので難しいとは思いますが、ある一定の年限の中で売買についての縛りも当然考えられるかと思っておりますので、そういった点も、任命される委員には、しっかりとつけていただきたいと思います。それと一つ、やはり条件のよい土地だからこそ、起業家を誘致するというのですか、プロポーザルになるかと思っておりますので、前回、議員のほうがお話ありました、これは議会の中で、企業が起業家を目指して全国的に出ていると、若いほうというのは、昔は社長といったら70歳以上だったけれども、そうではなくて、若い人たちをどんどん縛りなくこの洞爺地区に連れてくることも大事だと、そういったご質問もいただいたので、そういったところも合わせて、私も進めさせていただければなと思っておりますのでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、まだちょっと時間があるから質問させてもらいたいのですが、何か上のほうから、おふくろがもうやめなさいと言っているのではないかな、あなた随分世話になったでしょうと。何かそのようなあれが聞こえてくるの。

ええ。だけど、やはり切磋琢磨でないと、まちが活性化しません。

ここに左側の皆さん方は、まちづくりのトップリーダーの人たちばかりなのです。まちづくりの基礎は職員ですから、もうそういうことで、ぜひ、頑張ってもらいたいと思っております。ただ、トップね、自分は一番議員では年頭で、年が一番いっているからといって仮議長だとかさせられて、えらい迷惑をしているのだ、自分は。だけど、言うべきことは言わなければならないと思っております。自分は質問して、質疑応答で2回笑われているのだよ、あなた方に。大変無礼だよ、失礼だよ。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） いやいや、入っているのだもの。そういうことだから、きちっと聞いて、誰にだって笑っちゃ駄目ですよ。ここは、議場は戦場なのだ、よく自分たちは言われましたよ、議員になった頃。ここはなと、議事堂は戦場なのだぞと。だから、あまりこの中で、休憩時間でも笑顔たっぷりにあれするような愛想はしないほうがいいですよ。緊張感がないですよ。そういうことで、それで、議長に注意されたから。

○議長（大西 智君） ええ、次の質問に移っていただければと思います。

○9番（越前谷邦夫君） 4番目に入ります、それでは。それで、さっきトップリーダーも、これから審議会の方々もそういう人を選択してやっていただくということなのだけれども、自分は、行政のほうで選ぶ人だから、それはそれなりに将来のまちづくりに対してのビジョン等は持っているだろうと思うのです、そう信じています、そういう人たちはそういう方々だろうと安心はしています。だけど、もし、洞爺湖町の考えているような公募型で企業を募集して、そしてプロポーザルをかけたら、聞くところによっては50点満点だと、何点で合

格だか分かりませんよ、自分は分からないけれども、もし、合格点に満たなかったら、次の公募というのはどういうことになるのですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 公募の、当然満たなければ、そのときの公募のほうは、全て一回キャンセルという形にさせていただいて、やはりまた改めてということになるかと思います。

ですから、例えば東京オリンピックと同じで、プロポーザルがあったときに、駄目であれば、当然それは委員のほうで却下するという形になります。点数が足りなければ当然だと思います。それは、きちっとそこら辺は公平に、公評に担保させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、4番に入っていますが、先ほど洞爺湖温泉のなぎさが消えたことも申し上げました。それから、洞爺湖全体の壁になっている、そういうことも、あの洞爺地区はあってほしくないなど。やはり少なからずや自然と調和の取れた、そういう地域指定をしながら進めていただければなど。かつて洞爺高校の跡地をどうするかといったところは、いろいろ苦心をされたらと思うのですが、出てきたのは、やはりこの教育、文化とか、福祉だとか、そういうものの地域指定にさせていただきたいというのが、あの当時の洞爺高校の跡地というのは出てきました。報告されたのは、そういう施設と、洞爺高校の寮は宿泊施設ということで。ところが今は変わっていますよね。それはどうこうとは言いませぬけれども、トップね、しっかりとやはり、洞爺地区の地域をどう振興させて、洞爺湖町全体の活性化に結びつけるのかと、魅力ある洞爺地区、魅力感あふれる洞爺湖温泉洞爺湖町ということを考えて、やはりプロポーザルしなくてはならないと思うのです、自分は。ただただ、財政が厳しいから売ると、財政が厳しいと言ってるのだよ、買ったときは簡単に買っているのだから。大賛成しましたよ、自分は、あそこは必要なところだと思っていたから。ただ、自分も何人かのことを今回も聞いたけれども、以前も聞いているけれども、先人の所有者、どのような思いであの土地を守ってきたのかというと、開発行為はしてもらいたくないと、そうなのですよ、これは。開発行為をしてもらいたくない、そういう地域指定にしながらやってもらいたいと。ところが、その方々もいろいろ状況が変わって、環境も変わって、あれを転売せざるを得なくなったのでしょうか。だけど、トップね、あなたにお願いしたいのは、先人の思いというものを、しっかりとあの土地に定着できるようにお願いできればという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、まさしくそのとおりだと思います。大久保謙之丞さんの像もあったり、今回、産業まつりで三豊の人たちもこられます。やはりその当時の讃岐の人たちの思いというのを、やはりしっかりと、その土地でありますから、それは委員会の中でも、そのプロポーザルの中にもしっかりとそれはDNAとして皆さんに伝えていけるような形で、こちらのほうもしっかりとそれは支持をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） おおむね、自分の頭の中で青写真というのも出てきたけれども、やはり最後にもう一度申し上げますけれども、これから町づくりを進めていくのには、当然この洞爺の市街地活性化基本計画の中にもうたわれておりますように、村民一人ひとりの意見で、あそこが洞爺の顔になれるような、そういう地域にしてもらいたいというのが、この今から24年前だよ、これを運用するというのは、どうも理解できなかったの、何かあるなど。

自分は疑い深いほうだから、納得するようだけれども、納得しないのが7割ぐらい、3割は納得したけれども。そういうことだけに、どうでしょう、自分は、今まで買って2年、2年だね、令和5年3月、2年ちょっとだ、もう少し時間をかけて、どうでしょう、しっかりと行政と議会と住民と三者一体となって、いろいろな声を出し合って、そして今の財政状況からいけば、行政だけの力であそこの地域振興策というのは無理だなという判断をしたならば、自分はこのように声高く言っているという、議長から注意を受けたけれども、これ、声は高くなりませんよ。みんなで協議したけれども、やはり無理なのだよなど、洞爺湖町の財政力からいって、これから人口減少がどんどん進んでくる、出生率も下がってくる、去年は生まれた子供は13人だよな、そういう状況が進むよな、もっともっと人口減が進むだろうよと、出生率も低下するだろうよと、今回、1億500万円も地方交付税が減額になったよな、これからも続くだろうな、ふるさと納税に力を入れようとしても、そうびっくりするような、職員は頑張っているよ、課長も俺をにらめているようだけれども、だけど、ふるさと納税、ふるさと納税といっても、恒久税ではないから、そして、今は総務省だっていろいろ検討していますよ。例えば横浜では200億円も住民税が控除されるとか何とかで、だから、何を言いたいかという、いろいろな意見は多様性があると思います、あってしかるべきなのです。

いろいろな多様性がある意見が出るだろうけれども、最終的には、住民と議会と行政が三者一体となって議論を深めた結果、これでいこうではないかというのなら分かりますよ。今やっていることは、謝ったから、謝罪したからいいというものではないのだけれども、越前谷に言わせると。やはり議会軽視も甚だしい。議会に資料を提供するのも、していない。そういうことは、反省していると言うから、謝罪したからよしとしてでも、これからのまちづくり、これは洞爺地区ばかりではないです、温泉の活性化をどう図るのだとか、この前浜だって非常に水温の高さで漁民の方々も苦慮しています。農産物だってそうでしょう。どうやったならば洞爺地区の、洞爺湖町の農産物としてブランドになるのかと、今、次長辺りは一生懸命考えて、やはり農業者とコミュニケーションを深めているはずで、そのように思っています。だから、どうですか、もう一回、足を止めて、もう一回最初からやり直すかと、このぐらいの勇断はないですか。そういう人ならば、これからもこの地域を、リーダーとしてやっていける環境になっていくのではと、自分だけ言っても駄目だな、これは。

そう思うのです。そういう勇断も必要です。どうですか、首長、トップリーダー。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからいろいろございました。まさしく今、行政、住民、議会、三位一体となってやっていく中で、このたびの公募型プロポーザルにつきましては、改めて、やはりこの地域の経済団体ですとか、自治会を代表する方、それに公募の人も、やはり巻き込んでの形で考えているところがございます。そういった中で、この住民代表の方々により組織された審査会を立ち上げて、公正かつ厳正な手続で選考していきたいと思えます。当然、議会にも逐一、その結果についてはご報告させていただくということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員、時間も限られていますので。

○9番（越前谷邦夫君） 12分ある、分かっているよ。

○議長（大西 智君） 次の質問もあると思うので。

○9番（越前谷邦夫君） いやいや、時間を言ったら、次の質問は議案審議でも何でもできるからなと思っていました。

○議長（大西 智君） はい。

○9番（越前谷邦夫君） それで、やはり、何度もくどいようだけれども、よりよい未来づくりというものをみんなで考えていきませんか。自分は本当に柔らかくなっていますよ、今。どうですか、よりよい未来づくり、みんなで、議会も行政も住民も、三者一体となって、この洞爺湖町の未来はこうあるべきだと。というのは、2040年頃には、洞爺湖町は消滅すると、情けなかった、あの新聞を読んで。そうでしょう。この間も、昨日かな、そういう質問した人もいるようだけれども、そういう今の出生率やら、若い方々の居住状況からいけば、なかなかこのまちが羽ばたいていくような人口状況にはならないと思っています。おそらく、これから触れるけれども、しっかりと未来の状況を判断しながら、どうですか、もう一回、足を止めて、行政と議会と住民が三者一体となって、洞爺湖町はどうあるべきだとか、洞爺地区をこのように振興していこうではないかとか、そういったことをもう一度、協議を深めようではないかということになりませんか。最後に伺っておきたい。

○議長（大西 智君） 再質問になるのですけれども、下道町長。

○町長（下道英明君） 今、越前谷議員から、本当に貴重な今回の一般質問をいただいたところがございます。そういった中で、答弁は繰り返しになりますけれども、やはりこの公募型プロポーザルというのは、これからの行財政改革、あるいは、地域づくりの中でも大きな大きな一つの関わりだと思っております。そういったところで、今お話がありました2040年の人口形態も考えていきますと、やはりこれからはしっかりと、皆様から一年、二年ということは、時間、スピード軸が遅いのではないかといたお声もいただいていた中のごでございます。ぜひ、ご理解いただきながら、これは、公募型プロポーザルについては、地域の皆さんと一緒にコンセンサスをつくって進めていくところがございます。先ほどお話ししましたように、合格点でなければ、当然それはもう一回、次回の再公募という形になろうと思えます。そういった担保も含めて進めさせていただければと思えます。

どうかご理解お願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 首長、トップリーダーね、これだけは覚えておいて、令和7年6月3日に、午前6時39分に死去した方、ご存じですか。知らないの。故長嶋茂雄さんですよ。

何を言いたいかというと、あの人は、引退するときに、自分、正直言って怒られるかも、ここに巨人ファンがいたらたたかれると思うけれども、アンチ巨人であったけれども、自分は長嶋の大ファンだったのです。その方が引退するときにどういうことを言いましたか。

我が巨人軍は永久に不滅ですと。もうみんな一斉ですよ。だから、我が洞爺湖町は永久に不滅です、というようなまちづくりをしていただきたいと。最後に大きなエールを送っておきましょう、取りあえずは。頑張ろうではありませんか。

それで次に入らせていただきます。簡単でいきますから。

○議長（大西 智君） あと7分ほどなので。

○9番（越前谷邦夫君） はい、7分でね。

2番目の洞爺湖町財政運営についてでありますけれども、ここに書いてありますように、令和6年度分の地方交付税（特別交付税）約1億500万円減額決定になったと。これで、これからのまちづくりだとか、予算編成に対してどういう影響が出るのだろうかなど。それで、財政課長は長々と答弁されたら言うところなくなるから、ちょっと後で言わせるから。自分、国の借金というのは、今1,323兆円でしょう。今日もテレビでやっていましたけれども、国債発行を減額すると、これからは。そういう状況なのです。そして、マスコミなども見ていると、やはり借金が増えたので、地方自治体にも協力してもらわなくてはならない財政状況になってきているということは、何人かの議員が言っているのを、自分はこの耳で確認を取っておりますが、それで、こういうことになるのではないかと、将来は、交付金に頼らない自治体を創造しなければならないのではないかと。いわゆる交付金だよりではいろいろ制約がありますから、自立性が高まらないと。自分たちのまちのまちづくりに係る費用というのは、自分たちが汗を流して自主財源を確保しようではないかと、こういう時代というのが近い将来にきます。あの越前谷はもう81か2でいっちゃったよなど、けども、あいつが言っていたなというような時代は必ず来ると思う。そのように今の政権与党のそれなりの人たちも言っています。今度は、もう交付税をやめるとは言わないけれども、交付税だよりにしない自治体運営を考えてもらわなければ困るなど。何を意味するかといたら、地方交付税というのは、どんどん減額になってくる、ゼロにならなくとも。したがって、今のうちに、交付税のあるうちに、その交付金を利用して財源づくりに汗を流すと。昨日、トップリーダーは、自分は頭から離れない、先に4番議員に言われてしまったのだけれども、よそのまちでやって、我がまちができないことがないと、よそのまちでやれるのだから、洞爺湖町もできるのだと。これは、自分は一生運用させてもらいますよ、議員でいるうちは。そういう状況下に必ずなってくると思いますので、これからのまちづくり、それから予算編成、あとあとまだありますから、自分が議員でいるうちは発言ありますので、その中に触れてもらいます

けれども、トータル的にどういう影響が出るか、3分で答弁をお願いします。

○議長（大西 智君） 答弁をお願いします。

藤岡企画財政課長。3分です。

○企画財政課長（藤岡孝弘） このたび、令和6年度の特別交付税が、予算額に比べて配分が1億500万円の減額補正を上げさせてもらいました。影響額としては、地方交付税については、地方公共団体の財政運営、これに特に特別交付税については、柔軟性を持たせるための重要な財源であり、その減額は、今後のまちづくり施策予算編成に少なからぬ影響があることは、今議員ご指摘いただいたとおりでございます。今後、予定されている町の事業、その際に優先順位をつけるですとか、あとは、事業の規模、それから実施時期再検討、こういったことにも影響があると思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） これで、9番、越前谷議員の質問を終わります。

一般質問は、これで終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時10分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員